令和４年度電気用品安全法試買テスト結果の概要

令 和 ６ 年 ８ 月
経 済 産 業 省
製 品 安 全 課

１．はじめに

電気用品安全法（昭和 36 年 11 月 16 日法律第 234 号、以下「法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者(以下「届出事業者」という。）が自らの責任で電気用品に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該電気用品にＰＳＥマーク[1]を表示することができます。

規制当局として、毎年度技術基準の不適合が強く疑われる製品又は事故が多い製品を中心に電気用品を購入し、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するために「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて確認された技術基準に適合しない電気用品については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導を行っております。

２．試買テストの調査項目

①法第８条に基づく技術基準への適合状況の確認
試買した電気用品の技術基準適合性を確認する。

②法第１０条に基づくＰＳＥマーク等表示の妥当性の確認
ＰＳＥマーク等表示の妥当性を確認する。

[1]ＰＳＥマーク：特定電気用品 、特定電気用品以外の電気用品

３．試買テストの結果

（１）対象とした電気用品

令和４年度の試買テストは、合計５９品目、１６３機種の電気用品に対して実施しました。

試買テストで対象とした電気用品の内訳

分類	代表的な電気用品	品目数	機種数
特定電気用品	直流電源装置、その他の家庭機器用変圧器、観賞魚用ヒーター	３品目	１０機種（うち、輸入機種数９）
特定電気用品以外の電気用品	電気ストーブ、空気清浄機、エル・イー・ディー・電灯器具、電子レンジ、リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）　等	５６品目※	１５３機種（うち、輸入機種数１３３）※
合　　計		５９品目	１６３機種（うち、輸入機種数１４２）

（２）結果の概要

１６３機種中、技術基準については８１機種（４９．７%）、ＰＳＥマーク等の表示については５機種（３．１%）が適合しないことがそれぞれ確認されました。

試買テストの結果、不適合が確認された内容の内訳

分類	品目数	技術基準	ＰＳＥマーク等表示
特定電気用品	１品目	４機種（うち、輸入機種数４）（４０．０%）	０機種
特定電気用品以外の電気用品	４２品目	７７機種（うち、輸入機種数７２）（５０．３%）	５機種（うち、輸入機種数５）（３．３%）
合計	４３品目	８１機種（うち、輸入機種数７６）（４９．７%）	５機種（うち、輸入機種数５）（３．１%）

注：（　）内は、各分類における試買機種数全体に対する不適合機種の割合を示しています。

① 技術基準に関する不適合内容

各電気用品に要求されている電気用品安全法第８条に基づく技術基準[2]に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、８１機種、合計２００件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳については下表の通りです。また、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

技術基準の不適合事案の項目別内訳

技術基準不適合項目	不適合数	割合
表示※1	６０	３０．０%
形状・組立・操作	３８	１９．０%
過充電保護	２２	１１．０%
空間距離	１６	８．０%
雑音の強さ	１４	７．０%
取扱説明書※2	１０	５．０%
絶縁構造・性能	８	４．０%
消費電力等の許容差	６	３．０%
アース機構	４	２．０%
平常温度	４	２．０%
その他	１８	９．０%
合計	２００	

※１　表示すべき事項である定格電圧や定格消費電力の未記載など

※２　電気用品の使用上の注意事項の未記載など

[2] 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成 25 年 7 月 1 日 20130605 商局第 3 号）

②ＰＳＥマーク等表示に関する不適合内容

電気用品安全法第１０条に基づくＰＳＥマーク等の表示に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、５機種、合計６件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳は下表の通りです。

なお、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

ＰＳＥマーク等の表示に関する不適合事案の項目別内訳

表示不適合項目	不適合数	割合
届出事業者名の表示が無い	５	８３．３％
ＰＳＥマークの表示が無い	１	１６．７％
合計	６	

４．不適合事案に対する対応

今回の試買テストで確認された不適合事案については、本省及び各経済産業局等が届出事業者にその内容を通知し、是正のための改善指導を行っております。また、再発防止のための是正策が適切に行われているか確認するべく、法令遵守状況についてフォローアップも行ってまいります。

（以上）

別添

＜電気用品安全法の令和４年度試買テストにおける「技術基準」に関する不適合内容について＞

（１）特定電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置①	１．　差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の幅がそれぞれ３．１mmであった。	Ｊ６２３６８－１（２０２０）附属書G．４．２ （第二条　安全原則） 主電源プラグ及びコンセントは、ＪＩＳ　Ｃ　８２８２規格群、ＪＩＳ　Ｃ　８２８５、ＪＩＳ　Ｃ　８３０３若しくはＩＥＣ　６０３０９規格群のいずれかに適合するか、又は同等以上の性能をもたなければならない。 ・刃の厚さ：１．５±０．１mm ・刃の幅　：６．３±０．３mm
		Ｊ６２３６８－１（２０２０）附属書Ｆ．３．３．３ （第十九条　表示等（一般）） 供給電圧の種類、直流、交流又は三相交流は、機器上に表示し、機器の定格電圧表示の直後になければならない。交流又は直流の識別に記号を用いる場合、交流の場合、ＩＥＣ　６０４１７－５０３２　（２００２－１０）の記号～、及び直流の場合、ＩＥＣ　６０４１７－５０３２　（２００２－１０）の記号を用いなければならない。
	２．　単一故障状態において、入力整流器の短絡試験後、入力整流器の１次－２次間に対して５．４．９．１の耐電圧試験（２８２８Ｖａｃ（４０００Ｖｐｅａｋ））を実施したところ２６００Ｖａｃ（３６７６Ｖｐｅａｋ）で絶縁破壊した。	Ｊ６２３６８－１（２０２０）附属書Ｂ．４．８ （第八条　絶縁性能の保持） 単一故障状態の間及びその後において、アクセス可能部分は、存在する危険性に応じて、５．３、８．３、９．４、１０．３、１０．４．１、１０．５．１及び１０．６．５の、人の種類によって規定するエネルギークラスを超えてはならない。単一故障状態の間及びその後、機器の中のあらゆる炎は、１０秒以内に消えなければならない。さらに，周囲の部分が発火してはならない。炎が生じたあらゆる部分は、ＰＩＳとみなす。 単一故障状態の後において、セーフガードとして用いる絶縁に影響する可能性がある場合、関係する絶縁は ５．４．９．１に規定する耐電圧試験に合格しなければならない。
直流電源装置②	消費電力等の許容差試験において、表示の定格容量３０ＶＡに対して、電源周波数が５０Ｈｚ／６０Ｈｚのときの測定値が２３．４ＶＡ（－２２．０%）／２３．９ＶＡ（－２０．３%）であった。	別表第八１（４）ハ（ロ） （第二条　安全原則） 定格容量を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格容量が２０を超え１００以下のものの許容差は±２０%以内であること。
直流電源装置③	１．　表示において、供給電圧の種類を示す表示ＡＣが定格電圧表示の直後になかった。	Ｊ６２３６８－１（２０２０）附属書Ｆ．３．３．３ （第十九条　表示等（一般）） 供給電圧の種類、直流、交流又は三相交流は、機器上に表示し、機器の定格電圧表示の直後になければならない。交流又は直流の識別に記号を用いる場合、交流の場合、ＩＥＣ　６０４１７－５０３２　（２００２－１０）の記号～、及び直流の場合、ＩＥＣ　６０４１７－５０３２　（２００２－１０）の記号を用いなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	２．　温度に関する要求事項において、プラグブレード保持部分（熱可塑性樹脂）に対するボールプレッシャー試験（１２５℃、１ｈ）を行った結果、へこんだ穴の直径が４ｍｍであった。 ただしプラグブレード保持部分（熱可塑性樹脂）に対するビカット試験に適合する場合は、この限りでない。	Ｊ６２３６８－１（２０２０）５．４．１．１０．１ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 導電金属部が直接取り付けられた熱可塑性樹脂は、その樹脂の軟化がセーフガードの故障をもたらす場合、熱に対して十分な耐性をもたなければならない。 適否は、材料の製造業者からのビカット試験又はボールプレッシャー試験のデータを評価して判定する。 （中略） ５．４．１．１０．２　ビカット試験 （中略） Ｂ．３の異常動作状態の間に測定した温度は、ビカット軟化温度よりも低くなければならない。 主電源から電力を受ける回路部分を支える非金属部分のビカット軟化温度は、１２５℃以上でなければならない。 ５．４．１．１０．３のボールプレッシャー試験 適否は、ＪＩＳ　Ｃ　６０６９５－１０－２に規定するボールプレッシャー試験を実施して判定する。（中略） ただし、主電源から電力を受ける回路の中の部品を支持する熱可塑性の部分は、１２５℃以上で試験する。 試験後、距離ｄ（へこみの直径）は、２ｍｍを超えてはならない。 （中略）
直流電源装置④	１．　表示において、機器に、定格電流を示すアンペア（Ａ）の表示がなかった。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２２）１．７．１ （第十九条　表示等（一般）） 次の事項を表示しなければならない。 －　定格電流は、ミリアンペア（ｍＡ）又はアンペア（Ａ）で表示する。
	２．　表示において、クラスⅡ機器の表示（□）がなかった。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２２）１．７．１ （第十九条　表示等（一般）） 機器には、次の識別表示をしなければならない。 クラスⅡ機器を識別する場合に限り、図記号□
	３．　片側の刃のみに施された差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で、刃の付け根の幅４．５ｍｍ、厚さ０．８ｍｍであった。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２２）４．３．６ （第二条　安全原則） ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格に適合したものでなければならない。 ・刃の厚さ：１．５±０．１ｍｍ ・刃の幅　：６．３±０．３ｍｍ
	４．　温度に関する要求事項において、プラグブレード保持部分（熱可塑性樹脂）に対するボールプレッシャー試験（１２５℃、１ｈ）を行った結果、へこんだ穴の直径が４ｍｍであった。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２２）４．５．５ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 熱可塑性樹脂部分に危険電圧部が直接取り付けられている場合は、その樹脂部分は異常状態の熱に耐えなければならない。適否は、その樹脂部分にＪＩＳＣ６０６９５－１０－２：２０００によるボールプレッシャ試験（へこんだ穴の直径が２ｍｍ以下）を行なうことによって判定する。材料の物理的特性を調べた結果、この試験の要求事項に合格することが明らかである場合は試験を行わない。
	５．　強化絶縁が要求されるＴ１のコア部（１次側）とＴ１の２次側ピンとの間（動作電圧：４７４Ｖ）の空間距離及び沿面距離が２．２ｍｍであった。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２２）２．１０ （第八条　絶縁性能の保持） 空間距離は、機器に流入する過渡電圧を含む過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって空間距離が絶縁破壊しないような寸法でなければならない。詳細な要求事項は、２．１０．３による。 沿面距離は、実効値動作電圧及び汚損度に応じて、フラッシュオーバ又は絶縁破壊(例トラッキングによるもの)を生じないような寸法にしなければならない。詳細な要求事項は、２．１０．４による。 ・強化絶縁空間距離４．０ｍｍ以上 ・強化絶縁沿面距離４．８ｍｍ以上

（２）特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気ストーブ①	１．　表示及び取扱説明書において、機器本体に、「可視赤熱放射ヒータは、使用初期段階においては揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分に換気を行う」の趣旨を含む表示が要求されているが、換気に関する言及がなかった。	Ｊ６０３３５－２－３０（Ｈ２９）７．１ （第十二条　化学的危険源による危害又は損傷の防止） 可視赤熱放射ヒータは、次の趣旨を表示しなければならない。 警告：可燃物の近くで使わない。 可視赤熱放射ヒータは、使用初期段階において揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分に換気を行う旨を表示しなければならない。
	２．　表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の趣旨を含む記載がなかった。 ―ヒータが覆われた場合、又は間違って設置された場合には、火災の危険があるため、ヒータのスイッチを自動的に入れるプログラマ、タイマ、その他の装置でこのヒータを用いてはならない。 －可視赤熱放射ヒータの取扱説明書には、使用初期段階において揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分に換気を行う旨を表示しなければならない。	Ｊ６０３３５－２－３０（Ｈ２９）７．１２ （第十二条　化学的危険源による危害又は損傷の防止） 高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータの取扱説明書には、次の内容を記載しなければならない。 ヒータが覆われた場合、又は間違って設置された場合には、火災の危険があるため、ヒータのスイッチを自動的に入れるプログラマ、タイマ、別のリモートコントロールシステム、又はその他の装置でこのヒータを用いてはならない。 （中略） 可視赤熱放射ヒータの取扱説明書には、使用初期段階において揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分に換気を行う旨を表示しなければならない。
	３．　表示及び取扱説明書において、可視赤熱放射ヒータの”警告：可燃物の近くで使わない。”の趣旨が、機器を通常使用どおりに動作するときに容易に見えない機器の底面に表示されている。	Ｊ６０３３５－２－３０（Ｈ２９）７．１５ （第十九条　表示等（一般）） 機器を安全に用いることができるように、機器には、取扱説明書を備えなければならない。 　可視赤熱放射ヒータの”警告：可燃物の近くで使わない。”の趣旨は、製品正面などの機器を通常使用どおりに動作するときに容易に見える箇所に表示しなければならない。
電気ストーブ②	１．　通常動作時に電熱素子を調節する自動温度調節器が動作した。	Ｊ６０３３５－２－３０（Ｈ２９）２２．１０８ （第九条　火災の危険源からの保護） 高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータは、一つ以上の電熱素子が既に白熱していて可視である場合を除き、自動的に電熱素子のスイッチを入れる自動温度調節器、タイマ又はこれに類する装置を内蔵してはならない。
	２．　構造において、ＯＦＦ位置のスイッチによる電源の断路を電子部品に依存している。	Ｊ６０３３５－２－３０（Ｈ２９）２２．１０９ （第九条　火災の危険源からの保護） 高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータは、ＯＦＦ位置のスイッチによる電源の断路は、電子部品に依存してはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気ホットプレート	１．　材料試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験）で、最高２７１℃（周囲温度２６．５℃）になる発熱体表面の絶縁物に、使用温度の上限値が２５０℃（補正値１６℃を加えたとき、２６６℃まで使用可）のポリテトラフルオロエチレンを使用していた。 ただし、使用温度の上限値が２５８．５℃（補正値１６℃を加えたとき、２７４．５℃まで使用可（基準周囲温度３０℃））以上の絶縁物を使用している場合にあっては、この限りでない。	別表第八１（１）ロ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四１（１）ロ（イ）から（ト）に適合すること。 〔別表第四１（１）ロ（ハ）ｄ〕 別表第十一第１章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正値を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気ホットプレート（卓上型）：電気用品の階級３ 使用温度の補正値：１６℃ 使用温度の上限値：２５０℃（ポリテトラフルオロエチレン） 基準周囲温度：３０℃
	２．　構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間（１００Ｖ）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次の通りであった。 イ.温度調整ダイヤルの接点間となる端子と印刷配線間（開路した際、異極間となる部分）：０．８mm（その他の箇所） ロ.極性が異なる充電部相互間：１．３mm（その他の箇所） ハ.温度調整ダイヤルの接点間となる端子間（開路した際、異極間となる部分）：２．２mm（その他の箇所） ニ.極性が異なる充電部相互間：２．２mm（その他の箇所） ホ.温度調整ダイヤルの接点間となる端子間（開路した際、異極間となる部分）：２．２mm（その他の箇所） ヘ．温度調整ダイヤルの接点間となる端子間：２．１mm（図①（１．１mm）＋図②（１．０mm））（その他の箇所） ト．温度調整ダイヤルの接点間となる端子間（開路した際、異極間となる部分）：１．６mm（その他の箇所） チ．温度調整ダイヤルの接点間となる端子間（開路した際、異極間となる部分）：１．２mm（その他の箇所） リ．温度調整ダイヤルの接点間となる端子間（開路した際、異極間となる部分）：１．６mm（その他の箇所）	別表第八１（２）ト （第八条　絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。
電気湯沸器	構造試験において、通常の使用状態（取扱説明書に従い、６００ｍＬの水を入れたペットボトルを取り付けた状態）で、各方向に器体を傾斜したとき最小８．４°の角度で転倒した。	別表第八１（２）ハ （第十一条　機械的危険源による危害の防止） 通常の使用状態において、転倒した場合に危険が生ずるおそれのある電熱器具は１０度の角度で傾斜させたときに転倒しないこと。
電磁誘導加熱式調理器	構造試験において、印刷基板上の極性が異なる充電部相互間（１００Ｖ）の空間距離（沿面距離を含む）が、次のとおりであった。 イ．１００Ｖ回路とＪＰ１１、ＪＰ１２の充電部相互間（交流回路－整流後等の回路間）：２．１mm（その他の箇所） ロ．ダイオードブリッジ（ＢＲ１）充電部相互間（交流回路－整流後の回路間）：２．２mm（その他の箇所）	別表第八１（２）ト （第八条　絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気髪ごて①	１．　材料試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験）で、最高２４１．５℃（周囲温度３０．０℃）になるヒーター部の絶縁物に、使用温度の上限値が２１０℃（補正値１６℃を加えたとき、２２６℃まで使用可）のポリイミドフィルムを使用していた。 ただし、使用温度の上限値が２２５．５℃（補正値１６℃を加えたとき、２４１．５℃まで使用可（基準周囲温度３０℃））以上の絶縁物を使用している場合にあっては、この限りでない。	別表第八１（１）ロ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四１（１）ロ（イ）から（ト）に適合すること。 〔別表第四１（１）ロ（ハ）ｄ〕 別表第十一第１章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正値を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気髪ごて：電気用品の階級３ 使用温度の補正値：１６℃ 使用温度の上限値：２１０℃（ポリイミドフィルム） 基準周囲温度：３０℃
	２．　構造試験において、プリント基板上（交流充電部と高インピーダンスにより保護される部分との間（極性の異なる充電部間（２４０Ｖ））の空間距離（沿面距離を含む。）の最小値が０．５mmであった。 なお、高インピーダンス以降の空間距離（沿面距離を含む。）も不足していた。	別表第八１（２）ト （第八条　絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２mm以上（じんあいが侵入し難い箇所、２４０Ｖ）であること。
	３．　構造試験において、下記の箇所が、１５０Ｖを超える機器であるにもかかわらず、アース機構がなく、かつ、当該金属部が二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 人が容易に触れる金属部（クリップ固定ねじ）に触れる内部配線被覆の厚みが０．４mmであった。（基礎絶縁のみで、付加絶縁がなかった。）	別表第八１（２）ソ（イ） （第七条　感電に対する保護） 定格電圧が１５０Ｖを超えるものにあっては、アース線（アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む）またはアース用端子により接地できる構造（アース機構という）であること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 （イ）二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されている非充電金属部 （別表第八１（７）イ（ロ）ａ（ｃ）：付加絶縁であって、外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物の厚さは、０．４mm以上
	４．　表示において、定格電圧が１２５Ｖを超えるにもかかわらず、相の表示がなかった。	別表第八１（１２） （第十九条　表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六）　表示すべき事項 １　相（定格電圧が１２５Ｖを超えるものの場合に限る） ２～９（省略） 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、表示すること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気髪ごて②	１．　表示及び取扱説明書において、機器に、ＩＳＯ　７０１０の記号Ｐ０２６（２０１１－０５）、又は「警告：水の近くで機器を使用してはならない。」旨の表示がない。	Ｊ６０３３５－２－２３（Ｈ２９）７．１ （第十九条　表示等（一般）） 可搬形ヘアドライヤ、カールごて及びこれに類する機器には、ＩＳＯ　７０１０の記号Ｐ０２６（２０１１－０５）、又は次の趣旨を表示しなければならない。 “警告：水の近くで機器を使用してはならない。”
	２．　表示及び取扱説明書において、機器に、定格電圧の幅の下限値と上限値が「～」で分けて表示されていた。	Ｊ６０３３５－２－２３（Ｈ２９）７．３ （第十九条　表示等（一般）） 定格値に範囲をもち、その範囲全体にわたって調節なしに運転する事ができる機器にはその幅の下限値と上限値とをハイフン“－”で分けて表示しなければならない。
	３．　表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の主旨の記載がなかった。 －機器を電源に接続している間は、決して放置しない。	Ｊ６０３３５－２－２３（Ｈ２９）７．１２ （第十九条　表示等（一般）） 可搬形機器の取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 （抜粋） －機器を電源に接続している間は、決して放置しない。
	４．　表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がされていなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）７．１２．５ （第十九条　表示等（一般）） 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 －Ｙ形取付けの機器の場合。 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。
	５．　電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスⅡ機器であるにもかかわらず、電源コードにシースがない平形コード（ＨＨＦＦ）が使用されていた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２５．７ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） クラスⅢ機器以外の機器の電源コードは、次のタイプの一つでなければならない。 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（２０１３６０５商局第３号）の別表第一に適合したコード。 ただし、シースがない平形コードをクラス０機器以外の機器又は床上専用のクラス０機器に用いてはならない。
その他の工作用又は工芸用電熱器具	１．　表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の趣旨を含む記載がなかった。 － 熱が見えないところにある可燃性材料に伝わるおそれがあることを認識する。	Ｊ６０３３５－２－４５（Ｈ２８）７．１２ （第十九条　表示等（一般）） ヒートガンは、次の趣旨を表示しなければならない。 熱が見えないところにある可燃性材料に伝わるおそれがあることを認識する。
	２．　妨害波試験（端子電圧）において、測定周波数が０．１５ＭＨｚ以上０．５０ＭＨｚ以下の範囲で準尖頭値の最大値が７７．６／７９．８ｄＢ（測定周波数０．１５ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	Ｊ５５０１４－１（Ｈ２７）４．１．１ （第十八条　雑音の強さ） 端子電圧は、周波数が０．１５ＭＨｚ以上０．５０ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては６６～５６ｄＢ、平均値にあっては５９～４６ｄＢ、周波数が０．５０ＭＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては５６ｄＢ、平均値にあっては４６ｄＢ、及び、周波数が５ＭＨｚ以上３０ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては６０ｄＢ、平均値にあっては５０ｄＢ以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気湯のし器	１．　表示において、アイロン面と一体となったシーズ式ヒーターの絶縁物が二重絶縁相当でないにもかかわらず、二重絶縁構造であることを示す⊓（クラスⅡ機器）の表示があった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）７．１ （第十九条　表示等（一般）） 機器には、次の内容を行わなければならない。 （抜粋） －クラスⅡ機器の場合にはＩＥＣ６０４１７の記号５１７２。
	２．　構造において、ホース接合部が緩んだ際の水漏れにより、ポンプモーターの充電部等に水滴が付着し、基礎絶縁の沿面距離が２９．２項に規定する値（１．５mm）以下に減少した。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）２２．６ （第九条　火災の危険源からの保護） 機器は、冷たい面の上で結露するおそれがある水又は機器の容器、ホース、カップリングその他これに類するものから漏れるおそれがある液体によって、その電気絶縁が影響を受けない構造でなければならない。 適否は、目視検査によって、また、疑義を生じた場合には、次の試験によって判定する。 液体が漏れ、電気絶縁に影響を及ぼすおそれがある機器の部分に、スポイトを用いて着色した水溶液をたらす。機器は、運転状態又は休止状態のいずれか不利となる方の状態にする。 この試験を行った後、目視検査の結果、巻線又は絶縁には沿面距離が２９．２に規定する値を減少させるような液体のこん跡を示してはならない。
電気瞬間湯沸器	表示及び取扱説明書において、機器に、ＩＰＸ１以上の表示がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）７．１ （第十九条　表示等（一般）） 機器には、次の表示を行わなければならない。 （抜粋） －水の浸入に対する保護等級に応じたＩＰコード。 Ｊ６０３３５－２－３５（２０１９）６．２ 瞬間湯沸器は、水の有害な侵入に対して、ＩＰＸ１以上でなければならない。
電気アイロン	材料試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験）で、最高２０４．５℃（周囲温度２９．０℃）になる温度ヒューズの絶縁物に、使用温度の上限値が１８０℃（補正値１６℃を加えたとき、１９６℃まで使用可）のけい素ゴム（ガラス編組被覆シリコンゴム）を使用していた。 ただし、使用温度の上限値が１８９．５℃（補正値１６℃を加えたとき、２０５．５℃まで使用可（基準周囲温度３０℃））以上の絶縁物を使用している場合にあっては、この限りでない。	別表第八１（１）ロ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四１（１）ロ（イ）から（ト）に適合すること。 ［別表第四１（１）ロ（ハ）ｄ］ 別表第十一第１章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正値を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気アイロン：電気用品の階級３ 使用温度の補正値：１６℃ 使用温度の上限値：１８０℃（けい素ゴム） 基準周囲温度：３０℃
電気接着器①	妨害波試験（妨害波電力）において、測定周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲で準尖頭値の最大値が５４．３／５４．４ｄＢ（測定周波数６３．４２ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であり、平均値の最大値が４７．１／４７．４ｄＢ（測定周波数６３．４２／６５ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	Ｊ５５０１４－１（Ｈ２７）４．１．２ （第十八条　雑音の強さ） 妨害波電力は、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の周波数範囲で、準尖頭値にあっては４５～５５ｄＢ以下、平均値にあっては３５～４５ｄＢ以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気接着器②	構造試験において、入力電圧２４０Ｖのとき、電源から切り離して１秒経過後に測定した差込プラグのピン相互間の電圧が７０．８Ｖであった。 なお、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量は０．９５μＦであった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２２．５ （第七条　感電に対する保護） 差込プラグを用いて電源に接続する機器は、通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、定格静電容量が０．１μＦを超える充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。 適否は、次の試験によって、判定する。 機器に定格電圧を加える。次に、任意のスイッチを最も厳しい結果となる状態にして、電源ピークの瞬間に機器を電源から遮断する。機器を電源から遮断して１秒経過後、測定値に影響を及ぼさない計器を用いて、差込プラグのピン相互間の電圧を測定する。この電圧は３４Ｖを超えてはならない。
電気冷蔵庫	表示及び取扱説明書において、可燃性断熱発泡ガスの表示（冷媒名称：シクロペンタン）に用いる文字高さが最大３mmであった。また、ラベルにノンフロンの文字が表示されているが、ラベルの下地色が白色であった。	Ｊ６０３３５－２－２４（Ｈ２９）７．１４ （第十九条　表示等（一般）） 可燃性断熱発砲ガスの表示（主成分の化学名、冷媒番号又は冷媒名称）に用いる文字高さは、４０mm以上でなければならない。ただし、“ノンフロン”の文字をラベルに表示し、ラベルの下地色を薄緑色又は同等色とした場合は除く。
電気冷水機	構造試験において、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が９９Ｖ（コンプレッサ停止時に差し込み刃を引き抜いてから１秒後に測定した電圧の値）であった。なお、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量は０．２２μＦであった。	別表第八１（２）ヤ （第七条　感電に対する保護） コンデンサーを有するものであって、差し込み刃により電源に接続するものにあっては、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は１秒後において、４５Ｖ以下であること。ただし、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量が０．１μＦ以下であるものにあっては、この限りでない。
電気食器洗機	温度上昇において、１１項に規定する条件（２サイクル運転・休止時間１５分、１０６Ｖ・６０Ｈｚ）で運転したとき、電源コード分岐部の温度上昇が５５．５Ｋ（周囲温度２３．０℃）であった。 ただし、使用温度の上限値が７８．５℃（基準周囲温度３０℃）以上の絶縁物を使用している場合にあっては、この限りでない。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）１１．８ （第九条　火災の危険源からの保護） 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表３に規定する値を超えてはならない。 （表３の抜粋） ・内部配線（ｊ）：５０Ｋ 内部配線及び電源コードを含む外部配線のゴム絶縁又は塩化ビニル絶縁 ｊ 注 ｊ） この限度値は当該するＩＥＣ規格に適合するコード及び配線に適用する。その他の場合、別表第四１（１）ロに適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 －別表第四１（１）ロ（ハ） （抜粋） － 別表第十一第１章の表に掲げる絶縁物であって、その使用温度の限度値に補正値を加えた値の状態で使用される場合。 電気食器洗機：電気用品の階級１ 使用温度の補正値：０℃ 使用温度の上限値：６０℃（塩化ビニル） 基準周囲温度：３０℃

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
文書細断機①	１．　表示において、機器に、定格電流を示すアンペア（Ａ）の表示がなかった。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２９）１．７．１ （第十九条　表示等（一般）） 電源定格表示には、次の事項を含まなければならない。 －　定格電流　ミリアンペア（ｍＡ）又はアンペア（Ａ）で表示する。
	２．　表示において、機器に、クラスⅡ機器の記号を示す表示がなかった。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２９）１．７．２ （第十九条　表示等（一般）） 機器には、次の識別表示をしなければならない。 －　クラスⅡ機器を識別する場合に限り、図記号回［ＩＥＣ　６０４１７－５１７２（２００３－０２）］。ただし、２．６．２で禁止する場合を除く。
	３．　表示において、機器本体に、定格動作時間及び定格休止時間の表示がなかった。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２９）１．７．３ （第十九条　表示等（一般）） 構造的に動作時間を制限しない限り、連続動作を意図しない機器には、定格動作時間及び定格休止時間を表示しなければならない。 定格動作時間の表示は、通常使用に相当するものでなければならない。 定格動作時間の表示は、定格休止時間（ある場合には）より先にし、それぞれを斜線（／）で分けて表示する。
	４．　表示において、本体に使用している電流ヒューズの定格電圧は２５０Ｖであるが、近傍の定格表示は１２５Ｖであった。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２９）１．７．６ （第十九条　表示等（一般）） ヒューズ若しくはヒューズホルダの近傍又はヒューズホルダ表面にヒューズの定格電流を示す表示がなければならない。ただし、ヒューズと表示との関係が明らかな場合は、他の場所に表示があってもよい。また、異なる定格電圧のヒューズが取り付けられるおそれがある場合は、ヒューズの定格電圧も表示しなければならない。 遅延、遮断容量など、特殊な溶断特性をもつヒューズを用いる必要がある場合は、その種類も表示しなければならない。 操作者アクセスエリア以外に取り付けたヒューズ、及び操作者アクセスエリアではんだ付けによって取り付けたヒューズの場合は、関連する指示を記載したサービス指示書の中で、明確な相互参照記号を用いてもよい。
	５．　１次配線の導体がはんだのみで基板に接続されており、外れた際、１次配線が可触金属部に接触した。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２９）３．１．９ （第七条　感電に対する保護） 導体及びその端子(例　環形端子及び平形速結端子）は、通常使用時に沿面距離又は空間距離が２．１０（又は附属書Ｇ）に規定する値を下回るような移動ができない手段（例　バリア又は固定)を備えるか、又はそのように終端しなければならない。
	６．　感電に対する保護において、基礎絶縁が施されている１次側配線に１０Ｎの力を加えると可触金属部に接触する。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２９）４．２．２ （第七条　感電に対する保護） エンクロージャの役目を果たしている（４．２．３及び４．２．４参照）以外の部分、又はコンポーネントには、（１０±１）Ｎの静的な力を加える。 適否の基準は、４．２．１による。
	７．　平常温度上昇試験において、１０６Ｖ、５０Ｈｚで運転したとき、通電後４分１９秒後に安全装置（温度過昇防止装置）が動作した。 印刷用紙の枚数（取扱説明書の最大細断枚数）：Ａ４サイズ、５枚	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２９）４．５．２ （第九条　火災の危険源からの保護） 温度過昇防止器及び過電流保護デバイスが、作動してはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
文書細断機②	１．　図２Ａのテストフィンガに１０Ｎの力を加えて排出口の隙間に挿入したとき、テストフィンガが次の部分に接触した。 イ．１次基板の充電部 ロ．１次側部品（サーマルスイッチ）の基礎絶縁部が触れるモータの金属外郭（モータも基礎絶縁のみで構成されている）	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２９）２．１．１．１ （第七条　感電に対する保護） 機器は、操作者アクセスエリアにおいて、次の部分への接触に対して十分な保護をもつ構造でなければ ならない。 － ＥＬＶ回路の裸の部分 － 危険電圧が加わる裸の部分 － ＥＬＶ回路にある部分又は配線の、機能絶縁又は基礎絶縁として用いている固体絶縁。ただし、２．１．１．３に適合するものを除く。 － 危険電圧が加わる部分又は配線の、機能絶縁又は基礎絶縁として用いている固体絶縁 適否は、次の全てによって判定する。 ａ）目視検査 ｂ）図２Ａのテストフィンガ(試験指ともいう。)を用いた試験。エンクロージャの開口に対してこのテストフィンガを当てたとき、上記部分にテストフィンガが接触してはならない。この試験中、ヒューズホルダを含む、操作者が着脱できる部分は取り外し、及び／又は操作者がアクセスする扉及びカバーは開ける。 上記の試験ｂ）のテストフィンガが入らない開口部については、更に、まっすぐな関節がないテストフィンガに３０Ｎの力を加えて試験を行う。この関節がないテストフインガが入った場合は、３０Ｎ以下の必要な力を加えて試験ｂ）を繰り返す。
	２．　１次配線の導体がはんだのみで基板に接続されており、外れた際、１次配線が可触金属部に接触した。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２９）３．１．９ （第七条　感電に対する保護） 導体及びその端子(例　環形端子及び平形速結端子）は、通常使用時に沿面距離又は空間距離が２．１０（又は附属書Ｇ）に規定する値を下回るような移動ができない手段（例　バリア又は固定)を備えるか、又はそのように終端しなければならない。
	３．　衝撃試験において、器体側面（通風孔部）に１．３ｍの高さより質量５００ｇの鋼球を落下させたとき、外郭が破損し危険電圧部から二重絶縁又は強化絶縁されていない内部のモータボディにテストフィンガが触れた。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２９）４．２．５ （第十一条　機械的危険源による危害の防止） 破損した場合に危険な部分に人がアクセスするおそれがあるエンクロージャの外面には、次の試験を行う。 直径が約５０ｍｍで、質量が（５００±２５）ｇの固くて表面が滑らかな鋼球を、垂直距離（Ｈ）１．３ｍ（図４Ａ参照）の高さから試験サンプルの上に自然落下させる（垂直面には、この試験を行わない）。 さらに、水平方向の衝撃を加えるために、上記鋼球をコードでつるして、それを垂直距離（Ｈ）１．３ｍの高さから試験サンプルに振子状に落下させる（図４Ａ参照）（水平面には、この試験を行わない。）。代替として、試験サンプルを各々の水平軸に対して９０°回転させ、上記の垂直衝撃試験と同様にして行ってもよい。 （中略） 適否の基準は、４．２．１による。
ラミネーター①	１．　ラミネート紙投入口に対して、テストプローブ（図Ｖ．２）を２５Ｎの力で押し込んだ際、テストプローブがクラス３熱エネルギー源（ＴＳ３）に接触した。	Ｊ６２３６８－１（２０２０）９．４．１ （第十条　火傷の防止） 機器セーフガードは、通常動作状態及び異常動作状態の下で、熱エネルギー（温度）の伝達を制限するか、又は表３８に分類する接触温度限度値内になるように熱エネルギー源へのアクセスの可能性を制限しなければならない。 附属書Ｔ Ｔ．３　３０Ｎの外力試験 図Ｖ．１又は図Ｖ．２と同じ形状で関節のない真っすぐなテストプローブを用いて、３０Ｎ±３Ｎの力を約５秒間加える。
	２．　表示において、供給電圧の種類を示す表示ＡＣが定格電圧表示の直後になかった。	Ｊ６２３６８－１（２０２０）附属書Ｆ．３．３．３ （第十九条　表示等（一般）） 供給電圧の種類、直流、交流又は三相交流は、機器上に表示し、機器の定格電圧表示の直後になければならない。交流又は直流の識別に記号を用いる場合、交流の場合、ＩＥＣ６０４１７－５０３２（２００２－１０）の記号～、及び直流の場合、ＩＥＣ６０４１７－５０３１（２００２－１０）の記号を用いなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
ラミネーター②	製品側面切り欠き部に対して、テストフィンガ（図２Ａ）を３０Ｎの力で押し込んだ際、製品側面の切り欠き部が破損してテストフィンガが、危険電圧が加わる部分の基礎絶縁部に接触した。	Ｊ６０９５０－１（Ｈ２２）２．１．１．１ （第七条　感電に対する保護） 機器は、操作者アクセスエリアにおいて、次の部分への接触に対する十分な保護をするような構造となっていなければならない。 －ＥＬＶ回路の裸の部分。 －危険電圧が加わる裸の部分。 －ＥＬＶ回路の部品、配線の機能絶縁又は基礎絶縁、ただし、２．１．１．３で認められるものを除く。 －危険電圧が加わる部分、又は配線の機能絶縁若しくは基礎絶縁の部分。 適否は、次のすべてによって判定する。 ａ）目視検査 ｂ）図２Ａのテストフィンガ（試験指ともいう。）を用いた試験。ヒューズホルダを含む操作者が着脱できる部分を取り外し、操作者がアクセスするドア及びカバーを開けて、エンクロージャの開口に対してこのテストフィンガを当てたとき、上記部分にテストフィンガが接触してはならない。
自動販売機①	１．構造試験において、背面おみくじ補充及びお金回収用鍵付き扉内部の充電部に試験指が触れた。	別表第八１（２）へ （第七条　感電に対する保護） 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四１（２）ハの図に示す試験指が触れないこと。この場合において、試験指に加える力は３０Ｎとする。
	２．構造試験において、充電部である端子台リード線半田付け部とアースするおそれのある非充電金属部（１００Ｖ）との空間距離が１．６ｍｍ（その他の箇所）であった。	別表第八１（２）ト （第七条　感電に対する保護） 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．０ｍｍ以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。
	３．構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八１（２）マ （第十九条　表示等（一般）） ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。
	４．消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力５Ｗに対して、販売運転したときの測定値が１１．４／１２．４Ｗ（電源周波数５０／６０Ｈｚ、偏差：＋１２８．０／＋１４８．０%）であった。	別表第八１（４）ハ（イ） （第二条　安全原則） 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格消費電力が１０Ｗ以下のものの許容差は＋２５%以内であること。
	５．構造試験において、屋内用のもの以外のものであるにも関わらず金属が露出しており、二重絶縁構造のものではなく、アース機構が設けられていなかった。	別表第八２（７１）イ（ロ） （第七条　感電に対する保護） 屋内用のもの以外のものにあっては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器（定格感度電流１５ｍＡ以下のものに限る。）を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであって、アース機構を設けてあるものにあっては、この限りではない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
自動販売機②	構造試験において、前面扉（鍵付）内の電源スイッチＯＦＦの状態で、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が７５Ｖ（差し込み刃を引き抜いてから１秒後に測定した電圧の値）であった。なお、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量は０．２μＦ（実測値）であった。	別表第八１（２）ヤ （第七条　感電に対する保護） コンデンサーを有するものであって、差し込み刃により電源に接続するものにあっては、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は１秒後において、４５Ｖ以下であること。ただし、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量が０．１μＦ以下であるものにあっては、この限りでない。
毛髪乾燥機	１．入力及び電流において、定格入力１２００Wに対して、測定値が９２４．８／９２４．８W（電源電圧１００V、電源周波数５０／６０Hz、偏差：－２２．９／－２２．９%）であった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）１０．１ （第二条　安全原則） 機器に定格入力が表示されている場合、通常動作温度における入力は、定格入力から、表1に規定する許容値を超える差（１２００W／＋５、　－１０%）があってはならない。
	２．部品において、機器に流れる電流が１０．２Aであるにもかかわらず、定格電流７Aの差込みプラグを使用していた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２４．１ （第四条　供用期間中における安全機能の維持） 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 ただし、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（２０１３０６０５商局第３号）に適合する部品であって、かつ、部品定格表示に従って用いている場合は除く。この場合でも、２４．１．１～２４．１．９を併せて適用する。
	３．電源接続及び外部可とうコードにおいて、導体の断面積が０．７５mm^2のコードを使用していた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２５．８ （第四条　供用期間中における安全機能の維持） 電源コードの導体は、１．０mm^2以上（機器の定格電流１６Ａ以下のもので、その長さが２m以下の場合、可搬形機器の場合）
サーキュレーター	１．構造試験において、器体の内部配線（モータ用配線）が鋭利な箇所である金属板の貫通部に触れており、内部配線の被覆が損傷していた。	別表第八１（２）イ （第二条　安全原則） 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。
	２．構造試験において、バリ取りが施されていない貫通孔を通る器体の内部配線（モータ用配線）に２Ｎの力を加えたとき、鋭利な箇所に触れ、内部配線の被覆に傷が生じた。	別表第八１（２）ヌ（ハ） （第八条　絶縁性能の保持） 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は２Ｎの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。
電気除湿機	１．電源接続及び外部可とうコードにおいて、アース線が、緑色のみで配色された被覆であった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）２５．１０ （第八条　絶縁性能の保持） クラス０Ｉ機器で接地線を附属する場合、接地端子に接続する電線は、緑と黄色で配色した被覆をもっていなければならない。
	２．電線接続及び外部可とうコードにおいて、電源電線の絶縁体（基礎絶縁）が、アース接続された金属部となる圧縮機本体に接触していた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）２５．２０ （第七条　感電に対する保護） Ｙ形取付けの場合、電源コードの絶縁導体は、クラス０Ｉ機器は基礎絶縁によって、可触金属部から更に絶縁しなければならない。この絶縁には、電源コードのシースその他の方法を用いることができる。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気温風機	１．　表示及び取扱説明書において、機器に、製造業者又は責任ある販売業者の名称、商標又は識別表示がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）７．１ （第十九条　表示等（一般）） 機器には、次の表示を行わなければばならない。 ー製造業者又は責任ある販売業者の名称、商標又は識別表示。
	２．　表示及び取扱説明書において、取扱説明書が日本語で記載されていなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）７．１３ （第十九条　表示等（一般）） 取扱説明書又は据付説明書、及びこの規格で要求するその他の文書は、機器を販売する国の公用語で書かなければならない。
	３．　妨害波試験（端子電圧）において、測定周波数が０．１５ＭＨｚ以上０．５０ＭＨｚ以下の範囲の範囲で、準尖頭値の最大値が７１．９ｄＢ（測定周波数０．１５ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０Ｈｚ）であった。	Ｊ５５０１４－１（Ｈ２７）４．１．１ （第十八条　雑音の強さ） 端子電圧は、周波数が０．１５ＭＨｚ以上０．５０ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては６６～５６ｄＢ、平均値にあっては５９～４６ｄＢ、周波数が０．５０ＭＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては５６ｄＢ、平均値にあっては４６ｄＢ、及び、周波数が５ＭＨｚ以上３０ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては６０ｄＢ、平均値にあっては５０ｄＢ以下であること。
電気加湿機	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力６０Wに対して、測定値が４４．５／４６．２Ｗ（電源周波数５０／６０Ｈｚ、偏差：－２５．８／－２３．０%）であった。	別表第八１（４）ハ（イ） （第二条　安全原則） 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格消費電力が３０Wを超え１００W以下のものの許容差は±２０%以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
空気清浄機	1．表示及び取扱説明書において、取扱説明書には、次の趣旨を記載がなかった。 ①ＵＶ放射空気清浄用機器 － 清掃の方法、頻度、及び必要な予防措置 ②ＵＶ－Ｃエミッタをもつ機器 － この機器は、ＵＶ－Ｃエミッタをもつ。 － 意図していない機器の使用、又はハウジングへの損傷は、ＵＶ－Ｃ放射の漏れが発生する可能性がある。ＵＶ－Ｃ放射は、たとえ少量であっても、目及び皮膚の障害を引き起こす。 － 明らかに損傷している機器は、運転してはならない。 － 使用者によるＵＶ－Ｃエミッタの交換を意図していない場合、その旨を明確に記載しなければならない。	Ｊ６０３３５－２－６５（２０２１）７．１２ （第十九条　表示等（一般）） 取扱説明書には、その機器の清掃及び使用者による保守のための説明を記載しなければならない。また、取扱説明書には、清掃又は保守の前に、その機器を電源から遮断しなければならないことを記載しなければならない。 ＵＶ放射空気清浄用機器の取扱説明書には、次に関する詳細を記載しなければならない。 –清掃の方法、頻度、及び必要な予防措置 –機器が該当する場合、ＵＶ－Ｃエミッタ及びスタータの交換時に必要な注意事項 ＵＶ－Ｃエミッタをもつ機器の取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 –この機器は、ＵＶ－Ｃエミッタをもつ。 –意図していない機器の使用、又はハウジングへの損傷は、ＵＶ－Ｃ放射の漏れが発生する可能性がある。ＵＶ－Ｃ放射は、たとえ少量であっても、目及び皮膚の障害を引き起こす。 –明らかに損傷している機器は、運転してはならない。 –使用者によるＵＶ－Ｃエミッタの交換を意図していない場合、その旨を明確に記載しなければならない。 交換できるＵＶ－Ｃエミッタをもつ機器の取扱説明書は、次の趣旨を記載しなければならない。 –機器を開ける前に、保守用の説明書を読む。 –ＵＶ－Ｃエミッタを交換する前に、機器を電源から遮断しなければならない。
	2．充電部への可触に対する保護において、本体底部から蓋を外し、フィルターを取り除いた後、テストプローブ１３を本体開口部より挿入したとき、テストプローブ１３が充電部であるＵＶ基板充電部に触れた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）８．１．２ （第七条　感電に対する保護） ＪＩＳ　Ｃ　０９２２の検査プローブ１３を、１Ｎ以下の力で、クラス０機器、クラスⅡ機器又はクラスⅡ構造の開口部に当てる。ただし、電球口金用の開口、出力コンセント及びコードセットのコネクタの充電部を除く。 注記 機器のアウトレットは、コンセントとみなせない。 検査プローブは、エナメル又はラッカのような非導電性の塗膜をもつ接地した金属製外郭の開口部を通しても適用する。 検査プローブが充電部に触れてはならない。
	3．ＵＶ照射に対する危害の防止において、本体底部から蓋を外し、本体開口部より、ＵＶ基板のＬＥＤ素子から放射された光線が、器体の外部に照射した。 なお、本体蓋及びフィルターへのインターロックスイッチはない。	Ｊ６０３３５－２－６５（２０２１）２２．１０３ （第十三条　電気用品から発せられる電磁波による危害の防止） ＵＶ放射空気清浄用機器は、危険な量のＵＶ放射を次の状態で放出してはならない。 － 設置前、設置中又は設置後 － 運転中 － 保守中 － 清掃中 － ＵＶ－Ｃエミッタの交換中 適否は、目視検査及び箇条３２の試験によって判定する。この要求事項に適合するために、ＵＶ－Ｃエミッタの電源を遮断するスイッチを使用する場合、ＪＩＳ　Ｃ　０９２２の検査プローブＢによって、そのスイッチを操作できてはならない。
	4．ＵＶ照射に対する危害の防止において、機器からの波長の範囲が以下のとき、本体から危険な量のＵＶ放射線が放出した。 ・波長が２００ｎｍ～２８０ｎｍの全放射照度は、０．０２７Ｗ／m^2であり、分光放射照度は、２６９×$10^{-5}Wm^{-2}nm^{-1}$であった。 ・波長が２５０ｎｍ～４００ｎｍの全放射照度は、３１．６８ｍＷ／m^2であった。	Ｊ６０３３５－２－６５（２０２１）３２．１０２ （第十三条　電気用品から発せられる電磁波による危害の防止） 機器は、危険な量の放射線を放出してはならない。 （省略） 放射照度は、ＵＶ－Ｃエミッタからの放射が安定したときに測定する。機器からの波長が２００ｎｍ～２８０ｎｍの全放射照度は、０．００３Ｗ／m^2を超えてはならない。 分光放射照度は、$10^{-5}Wm^{-2}nm^{-1}$を超えてはならない。 （省略） 波長が２５０ｎｍ～４００ｎｍの全放射照度は、１ｍＷ／m^2を超えてはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	５．　妨害波試験（妨害波電力）において、測定周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲で準尖頭値の最大値が５３．１／５３．１ｄＢ（測定周波数４７．９５ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	Ｊ５５０１４－１（Ｈ２７）４．１．２ （第十八条　雑音の強さ） 妨害波電力は、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の周波数範囲で、準尖頭値にあっては４５～５５ｄＢ以下、平均値にあっては３５～４５ｄＢ以下であること。 測定周波数４７．９５ＭＨｚにおける準尖頭値：４５．７ｄＢ
その他の電気吸じん機	表示において、機器に、ＩＰＸ４以上の表示がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）７．１ （第十九条　表示等（一般）） 機器には、次の表示を行わなければならない。 （抜粋） －水の浸入に対する保護等級に応じたＩＰコード。ただし、ＩＰＸ０は、この限りでない Ｊ６０３３５－２－２（２００４）６．２ 動物手入れ用の電気掃除機、吸水式掃除機及び屋外用の掃除機は、ＩＰＸ４以上でなければならない。
電気洗濯機①	１．　電線接続及び外部可とうコードにおいて、電源電線の絶縁体（基礎絶縁）がアースするおそれのある器体内部の金属外郭に接触していた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２５．２０ （第七条　感電に対する保護） Ｙ形取付けの場合、電源コードの絶縁導体は、クラス０Ｉ機器は基礎絶縁によって、可触金属部から更に絶縁しなければならない。 この絶縁には、電源コードのシースその他の方法を用いることができる。
	２．　空間距離及び沿面距離において、電動機巻線に緩みがあり、２Ｎの力を加えたところ、回転子に触れ、基礎絶縁である巻線と回転子間が０ｍｍであった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２９．１ （第八条　絶縁性能の保持） 空間距離は，基礎絶縁及び機能絶縁が箇条１４のインパルス電圧試験に適合する場合を除き、表１５の過電圧カテゴリに対する定格インパルス電圧を考慮して、表１６に規定する値（１．５ｍｍ：定格電圧１１０Ｖ、定格インパルス電圧１５００Ｖ）以上でなければならない。 （中略） 測定時には，電熱素子を除く裸導体及び可触表面に対して，空間距離を減少させるように力を加える。その力は，次による。 － 裸導体については、２Ｎ － 可触表面については、３０Ｎ 力は、ＪＩＳ　Ｃ　０９２２の検査プローブＢによって加える。 Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２９．２．１ （第八条　絶縁性能の保持） 基礎絶縁の沿面距離は、表１７に規定した値（２．４ｍｍ：動作電圧２５０Ｖ、汚損度３、材料グループⅢａ）以上でなければならない。 ２９．２より、測定時には、電熱素子を除く裸導体及び可触表面に対して、沿面距離を減少させるように力を加える。その力は、次による。 － 裸導体については、２Ｎ － 可触表面については、３０Ｎ 力は、ＪＩＳ　Ｃ　０９２２の検査プローブＢによって加える。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気洗濯機②	１．　表示において、機器に、ＩＰＸ４以上の表示がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）７．１ （第十九条　表示等（一般）） 機器には、次の表示を行わなければならない。 （抜粋） －水の浸入に対する保護等級に応じたＩＰコード。 Ｊ６０３３５－２－７（Ｈ３０）６．２ 機器は、ＩＰＸ４以上でなければならない。
	２．　表示において、機器に、経年劣化に係る注意喚起のための表示がなかった。	Ｊ６０３３５－２－７（Ｈ３０）７．１ （第十九条　表示等（一般）） 産業用のもの及び乾燥装置をもつものを除き、電気洗濯機は、次の表示をしなければならない。 －製造年 －設計上の標準使用期間 －“設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事項に至るおそれがある。”旨
	３．　取扱説明書において、次の表示が記載されていなかった。 －設計上の標準使用期間 －経年劣化に係る注意喚起のための説明	Ｊ６０３３５－２－７（Ｈ３０）７．１２ （第十九条　表示等（一般）） 産業用のもの及び乾燥装置をもつものを除き、電気洗濯機の取扱説明書は、標準的な使用条件等の設計上の標準使用期間の算出根拠を記載することが望ましい。また、標準的な使用条件を超えて使用した場合に、標準使用期間よりも短い期間で経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨、を記載する。
	４．　温度上昇において、１０６Ｖ、５０Ｈｚによる運転で、タイマースイッチ周辺の温度上昇値が３５．５Ｋ（周囲温度２２．４℃）であった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）１１．８ （第九条　火災の危険源からの保護） 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表３に規定する値を超えてはならない。 （表３の抜粋） Ｔマークなしスイッチ：３０Ｋ
	５．　蓋が開いている状態で、運転した。なお、運転の途中で蓋を開けても、回路は遮断されなかった。	Ｊ６０３３５－２－７（Ｈ３０）２０．１０１ （第十一条　機械的危険源による危害の防止） 取外し式又はスライド式の蓋をもつ場合、モータは、蓋を外すか、又は蓋の位置を変えた場合すぐに、遮断されなければならない。また、蓋が閉じた位置にある場合を除き、モータは、始動してはならない。 インタロックは、蓋が閉じていない状態の場合、機器の不適切な動作が、起こらないような構造でなければならない。
	６．　機械的強度において、硬度が、４０ＩＲＨＤ～５０ＩＲＨＤで直径が７０mmのゴム製半球を質量２０ｋｇの円筒に固定し、これを１００mmの高さから蓋の中心に落下させたとき、１回目で可動部に接触するほどの損傷が生じた。	Ｊ６０３３５－２－７（Ｈ３０）２１．１０１．１ （第十一条　機械的危険源による危害の防止） 硬度が４０ＩＲＨＤ～５０ＩＲＨＤで直径が７０mmのゴム製半球を質量 ２０ｋｇの円筒に固定し、これを、１００mmの高さから蓋の中心に落下させる。 試験は３回行う。試験後、蓋は、可動部に接触するほどの損傷が生じてはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気洗濯機③	１．　表示において、機器に、ＩＰＸ４以上の表示がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）７．１ （第十九条　表示等（一般）） 機器には、次の表示を行わなければならない。 （抜粋） －水の浸入に対する保護等級に応じたＩＰコード。 Ｊ６０３３５－２－７（Ｈ３０）６．２ 機器は、ＩＰＸ４以上でなければならない。
	２．　表示において、機器に次の事項が表示されていなかった。 －経年劣化に係る注意喚起のための表示	Ｊ６０３３５－２－７（Ｈ３０）７．１ （第十九条　表示等（一般）） 産業用のもの及び乾燥装置をもつものを除き、電気洗濯機は、次の表示をしなければならない。 －製造年 －設計上の標準使用期間 －“設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事項に至るおそれがある。”旨
	３．　取扱説明書において、次の表示が記載されていなかった。 －設計上の標準使用期間 －経年劣化に係る注意喚起のための説明 取扱説明書において、洗濯容量の記載が２種類されていて、どちらが正しい容量であるか判断できなかった。なお、洗濯容量として記載されている１．８ｋｇの布はバケツに入らなかった。	Ｊ６０３３５－２－７（Ｈ３０）７．１２ （第十九条　表示等（一般）） 産業用のもの及び乾燥装置をもつものを除き、電気洗濯機の取扱説明書は、標準的な使用条件等の設計上の標準使用期間の算出根拠を記載することが望ましい。また、標準的な使用条件を超えて使用した場合に、標準使用期間よりも短い期間で経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨、を記載する。 取扱説明書には、その機器を用いることができる乾燥した布の最大質量（ｋｇ）を記載しなければならない。
	４．　温度上昇において、１０６Ｖ、５０／６０Ｈｚによる運転で、タイマースイッチ周辺の温度上昇値が３５．８／３４．６Ｋ（周囲温度２３．４／２３．５℃）であった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）１１．８ （第九条　火災の危険源からの保護） 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表３に規定する値を超えてはならない。 （表３の抜粋） Ｔマークなしスイッチ：３０Ｋ
	５．　蓋が開いている状態で、運転した。なお、運転の途中で蓋を開けても、回路は遮断されなかった。	Ｊ６０３３５－２－７（Ｈ３０）２０．１０１ （第十一条　機械的危険源による危害の防止） 取外し式又はスライド式の蓋をもつ場合、モータは、蓋を外すか、又は蓋の位置を変えた場合すぐに、遮断されなければならない。また、蓋が閉じた位置にある場合を除き、モータは、始動してはならない。 インタロックは、蓋が閉じていない状態の場合、機器の不適切な動作が、起こらないような構造でなければならない。
	６．　機械的強度において、硬度が、４０ＩＲＨＤ～５０ＩＲＨＤで直径が７０mmのゴム製半球を質量２０ｋｇの円筒に固定し、これを１００mmの高さから蓋の中心に落下させたとき、１回目で可動部に接触するほどの損傷が生じた。	Ｊ６０３３５－２－７（Ｈ３０）２１．１０１．１ （第十一条　機械的危険源による危害の防止） 硬度が４０ＩＲＨＤ～５０ＩＲＨＤで直径が７０mmのゴム製半球を質量　２０ｋｇの円筒に固定し、これを、１００mmの高さから蓋の中心に落下させる。 試験は３回行う。試験後、蓋は、可動部に接触するほどの損傷が生じてはならない。
	７．　部品及び附属品において、１００Ｖで運転したとき、定格電圧が１１０Ｖの電動機運転用コンデンサーの端子の両端に、１６２．０Ｖの電圧が印加されていた。 さらに、機器の定格電圧の１．１倍の電圧（１１０Ｖ）で運転したとき、コンデンサー両端の電圧が１７８．０Ｖであった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２４．５ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） モータの補助巻線に用いるコンデンサには、定格電圧及び定格静電容量を表示しなければならず、かつ、これらの表示に従って用いなければならない。 さらに、モータの巻線と直列に接続したコンデンサの場合は、最小負荷を掛けて、機器の定格電圧の１．１倍の電圧で機器を運転したときのコンデンサ両端の電圧が、コンデンサの定格電圧の１．１倍を超えないこと。
電気噴霧機	１．　表示において、機器に「不燃性液体のみを使用する」旨の表記がされていなかった。	Ｊ６０７４５－１（Ｈ１４）７．１ （第十九条　表示等（一般）） 工具には、次の表示を行わなければならない。 （省略） Ｊ６０７４５－２－７（Ｈ１４）７．１ さらにスプレーガンには下記の表示又は同等の警告表示を行わなければならない。 －不燃性液体のみを使用

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	２．　妨害波試験（端子電圧）において、吐出量最大のとき、測定周波数が０．１５ＭＨｚ以上０．５０ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値の最大値が８５．６ｄＢ（測定周波数０．１９５ＭＨｚ、電源電圧１１０Ｖ、電源周波数５０Ｈｚ）、平均値の最大値が８０．６ｄＢ（測定周波数０．１９５ＭＨｚ、電源電圧１１０Ｖ、電源周波数５０Ｈｚ）であった。	Ｊ５５０１４－１（Ｈ２７）４．１．１ （第十八条　雑音の強さ） 端子電圧は、周波数が０．１５ＭＨｚ以上０．５０ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては６６～５６ｄＢ、平均値にあっては５９～４６ｄＢ、周波数が０．５０ＭＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては５６ｄＢ、平均値にあっては４６ｄＢ、及び、周波数が５ＭＨｚ以上３０ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては６０ｄＢ、平均値にあっては５０ｄＢ以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気遊戯盤	１．　構造試験においてエレベーターモーター用コネクターの以下の部分に検査プローブＢが触れた。 イ．コネクター内部の基礎絶縁で分離された充電部 ロ．コネクター内部の異極充電部相互間（ＡＣ１０５Ｖ） 構造試験においてベルトコンベアーモーター用コネクターの以下の部分に検査プローブＢが触れた。 ハ．コネクター内部の基礎絶縁で分離された充電部 ニ．コネクター内部の異極充電部相互間（ＡＣ１１０Ｖ） 構造試験において牌押し出し用駆動モーター用のコネクターの以下の部分に検査プローブＢが触れた。 ホ．コネクター内部の基礎絶縁で分離された充電部 ヘ．コネクター内部の異極充電部相互間（ＡＣ１１０Ｖ）	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）８．１．１ （第七条　感電に対する保護） （省略） 機器をすべての可能な位置にして、ＪＩＳ　Ｃ　０９２２のテストプローブＢを特別な力を加えずに当てる。 （省略） 開口からテストプローブが入らない場合には、テストプローブをまっすぐにした状態で、テストプローブへの力を２０Ｎに増加する。テストプローブが開口から入った場合には、関節の角度をつけた状態で、この試験を繰り返す。 テストプローブは、充電部に触れることがあってはならない。 テストプローブで、充電部又はラッカ、エナメル、紙、綿、酸化被膜、ビーズ若しくは自己硬化性の樹脂を除く封入コンパウンドだけで保護された充電部に、触れることがあってはならない。
	２．　構造試験において、収納時のポジションで卓面を傾斜側にした際、５．９°で転倒した。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２０．１ （第十一条　機械的危険源による危害の防止） 固定形でなく、かつ手持ち形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性を持っていなければならない。 水平に対し１０°傾けた面の上に、あらゆる通常使用姿勢にして、主電源に接続していない機器を置く。 機器は、転倒してはならない。
	３．　構造試験においてベルトコンベアー駆動用ギア（可動部）に検査プローブＢが触れた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２０．２ （第十一条　機械的危険源による危害の防止） 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていなければならない。
	４．　構造試験において、ベルトコンベアーケース部に鋭利な箇所があった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２２．１４ （第十一条　機械的危険源による危害の防止） 機器には、機器の機能上必要でない限り、通常使用時又は使用者による保守の際に触れるおそれがある凹凸のある角または鋭い角があってはならない。
	５．　構造試験において、以下の部分の内部配線が損傷するおそれがある。 イ.ベルトコンベアー進相コンデンサーの口出し線に２Ｎの力を加えたときにバリ等がある金属製のフレームに触れた。 ロ.エレベーターモーターの口出し線に２Ｎの力を加えたときにバリのある金属製ステーに触れた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２３．１ （第十一条　機械的危険源による危害の防止） 配線路は、滑らかでなければならず、かつ、とがった角があってはならない。
	６．　構造試験において、接地極と接地金属間に２５Ａを通電したときに、２０秒程度で接地極と接地金属間の電圧降下から算出した抵抗値が０．１Ωを超え、内部接地線が焼損した。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）２７．５ （第二条　安全原則） 接地端子又は接地極と接地金属部が接続する部分の抵抗値は、低いものでなければならない。 機器の接地端子又は機器用インレットの接地極と可触金属部との間の電圧降下を測定する。電流とこの電圧降下から算出した抵抗値は、０．１Ω以下でなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	7．　耐熱性及び耐火性において、スイッチの接点を保持している樹脂に対し、ＪＩＳ Ｃ ６０６９５－２－１１のグローワイヤー試験を８５０℃で行ったところ、瞬時に着火しグローワイヤーを引き離しても、３０秒以上燃え続けた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２７）３０．２．３ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 接続部を保持する非金属材料の部分及びその接続部から３mm以内の距離にある非金属材料に対し、ＪＩＳＣ６０６９５－２－１１のグローワイヤ試験を行う。 －通常動作で０．２Ａを超える電流が流れる部分の接続部に対しては８５０℃ ＪＩＳＣ６０６９５－２－１１より、“試験片の燃焼若しくは赤熱がおきないか、又は次の両方の条件があてはまる場合、試験片はグローワイヤ試験に十分耐えるものとみなす。 ａ）グローワイヤを引き離した後、試験片の燃焼又は赤熱が３０秒以内に消える。 すなわちｔｅ≦ｔａ＋３０秒 ｂ）使用した包装用ティシュの指定の敷物の包装用ティシュが着火しない。
エル・イー・ディー・ランプ①	1．　表示において、機器本体に、次の表示がなかった。 －製造業者に関する表示 －定格入力電圧又は電圧範囲 －定格ランプ電力 －定格周波数 －形式	Ｊ６２５６０（Ｈ３０）５．１ （第十九条　表示等（一般）） ランプには、次の事項を、見やすく、容易に消えない方法で表示しなければならない。 ａ）製造業者に関する表示 ｂ）定格入力電圧又は電圧範囲 ｃ）定格ランプ電力 ｄ）定格周波数 ｄＡ）形式、形式には、性能関連事項などのその他の要素を含んでもよい。
	2．　表示において、包装に、定格ランプ電流又は定格入力電流の表示が要求されているが、いずれも表示がなかった。	Ｊ６２５６０（Ｈ３０）５．２ （第十九条　表示等（一般）） ランプの製造業者等は、包装、取扱説明書などに、５．１の事項及び次の事項を表示しなければならない。ただし、ランプに表示してもよい。 ｂ）定格ランプ電流又は定格入力電流 ｃ）（削除） ｄ）特別な使用条件などの制限事項 ｅ）水との接触の防止に関わる制限事項
	3．　妨害波電圧試験（電源端子）において、測定周波数が０．５ＭＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で準尖頭値の最大値が６７．３／６６．３ｄＢ、平均値の最大値が５６．７／５５．５ｄＢ(測定周波数０．５１７ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ)であった。	Ｊ５５０１５（Ｈ２９） （第十八条　雑音の強さ） 妨害波電圧は、周波数が０．５ＭＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては５６ｄＢ以下、平均値にあっては４６ｄＢ以下であること。
エル・イー・ディー・ランプ②	1．　表示において、機器本体に、次の表示がなかった。 －製造業者に関する表示 －定格入力電圧又は電圧範囲 －定格ランプ電力 －定格周波数 －形式	Ｊ６２５６０（Ｈ３０）５．１ （第十九条　表示等（一般）） ランプには、次の事項を、見やすく、容易に消えない方法で表示しなければならない。 ａ）製造業者に関する表示 ｂ）定格入力電圧又は電圧範囲 ｃ）定格ランプ電力 ｄ）定格周波数 ｄＡ）形式、形式には、性能関連事項などのその他の要素を含んでもよい。
	2．　表示において、包装に、定格ランプ電流又は定格入力電流の表示が要求されているが、いずれも表示がなかった。	Ｊ６２５６０（Ｈ３０）５．２ （第十九条　表示等（一般）） ランプの製造業者等は、包装、取扱説明書などに、５．１の事項及び次の事項を表示しなければならない。ただし、ランプに表示してもよい。 ｂ）定格ランプ電流又は定格入力電流 ｃ）（削除） ｄ）特別な使用条件などの制限事項 ｅ）水との接触の防止に関わる制限事項

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ ディー・ランプ③	１．　表示において、ランプ外郭に定格ランプ電力の表示が施されていなかった。	Ｊ６２５６０（Ｈ３０）５．１ （第十九条　表示等（一般）） ランプには、次の事項を、見やすく、容易に消えない方法で表示しなければならない。 ａ）製造業者に関する表示 ｂ）定格入力電圧又は電圧範囲 ｃ）定格ランプ電力 ｄ）定格周波数 ｄＡ）形式、形式には、性能関連事項などのその他の要素を含んでもよい。
	２．　表示において、包装に、定格ランプ電流又は定格入力電流の表示が要求されているが、いずれも表示がなかった。	Ｊ６２５６０（Ｈ３０）５．２ （第十九条　表示等（一般）） ランプの製造業者等は、包装、取扱説明書などに、５．１の事項及び次の事項を表示しなければならない。ただし、ランプに表示してもよい。 ｂ）定格ランプ電流又は定格入力電流 ｃ）（削除） ｄ）特別な使用条件などの制限事項 ｅ）水との接触の防止に関わる制限事項
	３．　構造において、口金のフレア部の外径の寸法が２７．４mmであり、対応するフレアなし口金の最大径に１．０mm加えた値を超えていた。 （フレアなしの最大径：２５．８mm。基準値：２６．８mm）	Ｊ６２５６０（Ｈ３０）６．１ （第二条　安全原則） 互換性を確保するため、ＪＩＳ　Ｃ　７７０９－１に規定する口金を使用しなければならない。 対応するフレアなし口金の最大径に１．０mmを加えた値以下とする。
	４．　構造において、口金のサイドはんだの高さが１．７mmであり、基準値の１．５mmを超えていた。	Ｊ６２５６０（Ｈ３０）６．１ （第二条　安全原則） 互換性を確保するため、ＪＩＳ　Ｃ　７７０９－１に規定する口金を使用しなければならない。 サイドはんだの高さは、１．５mm以下とする。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気スタンド	1．　表示において、電気スタンドの器体の表面に次の表示が施されていなかった。 なお、ＬＥＤ電源部分には、直流電源装置としての表示が記載されていた。 －製造者名 －定格電圧 －型番 －定格周波数 －定格消費電力	Ｊ６０５９８－２－４（Ｈ２９）４．５ （第十九条　表示等（一般）） Ｊ６０５９８－１（Ｈ２９）３．２ 照明器具には、３．２．１～３．２．２４に示す情報を容易に消えない方法で明確に表示しなければならない。 ３．２．１　製造業者名又は責任を負う販売業者名 ３．２．２　定格電圧（Ｖ） ３．２．７　製造業者の型番 ３．２．１９Ａ　定格周波数 ３．２．１９Ｄ　定格消費電力
	2．　表示において、電気スタンドの器体の表面又は照明器具に添付の取扱説明書のいずれにも次の表示が施されていなかった。 －力率及び入力電流 －屋内使用に関する記載 －タイプＺ取付方法に対しての記載（設置のための取扱説明書に記載が必要） －非交換形光源又は使用者非交換形光源に対する記載（取扱説明書に記載が必要） なお、光源の交換については、破壊を伴わないで光源の交換が可能なため（光源への口出し線と基板との接続は、半田付け）、使用者非交換形光源と判断した。	Ｊ６０５９８－２－４（Ｈ２９）４．５ （第十九条　表示等（一般）） Ｊ６０５９８－１（Ｈ２９）３．３ ３．２の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に関わる（３．３．１～３．３．２２に示す）必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は、照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 ３．３．９　製造事業者は、力率及び入力電流について情報を提供できるようにしておかなければならない。 ３．３．１０　周囲温度に関することを含め、“屋内使用”対する適合性 ３．３．１７　タイプＸ、タイプＹ、又はタイプＺ取付方法の照明器具に対し、設置のための取扱説明書には、次の情報を記載しなければならない。 －タイプＺ取付方法に対して： この照明器具の外部可とうケーブル、又はコードは取り替えることができない。コードが損傷を受けた場合は、その照明器具は破棄しなければならない。 ３．３．２１　非交換形光源及び使用者非交換形光源をもつ照明器具は、取扱説明書にその主旨の情報を記載しなければならない。 － 使用者非交換形光源に対して：“この照明器具の光源は，製造業者，そのサービス代理業者又は同様の資格のある人だけが交換できます。”又は，“最終使用者（一般ユーザ）は，この照明器具の光源は交換しないでください。”とともに，次の情報。 感電注意の警告記号（図１を参照。）
装飾用電灯器具	1．　消費電力等の許容差において、表示の定格電流０．９Ａに対して、電源電圧が１００Ｖのときに測定した測定値が０．０５４５／０．０５４９Ａ（電源周波数５０／６０Ｈｚ、偏差：－９３．９／－９３．９%）であった。	別表第八１（４）ハ（ハ） （第二条　安全原則） 定格電流を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 種別がその他のものであって、定格電流が０．２Ａを超え１Ａ以下のものの許容差は±２０%以内であること。
	2．　表示において、表示すべき事項である屋外用の旨の表示がなかった。(包装箱や説明書に屋外で使用できる旨の表記があったため屋外用と判断した)	別表第八１（１２） （第十九条　表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六　抜粋） １．定格電圧 ２．定格電流 ３．屋外用のものにあっては、その旨 ４．二重絶縁構造のものにあっては、回の記号
	3．　構造において、光源間電線にキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルを使用していなかった。なお、断面積が０．５mm^2であった。	別表第八２（８８）イ（イ）ｂ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 屋外用のものにあっては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積は０．７５mm^2以上のものであること。
その他の白熱電灯器具	1．　表示において、機器本体に、型番の表示がなかった。	Ｊ６０５９８－１（Ｈ２９）３．２ （第十九条　表示等（一般）） 照明器具には、３．２．１～３．２．２４に示す情報を容易に消えない方法で明確に表示しなければならない。 ３．２．７　製造業者の型番 Ｊ６０５９８－２－１（Ｈ２９）１．５ 表示は、Ｊ６０５９８－１の第３章（表示）による。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	2．　表示及び取扱説明書において、力率及び入力電流の記載がなかった。	Ｊ６０５９８－１（Ｈ２９）３．３ （第十九条　表示等（一般）） ３．２の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に係わる必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 ３．３．９　力率及び入力電流 Ｊ６０５９８－２－１（Ｈ２９）１．５ 表示は、Ｊ６０５９８－１の第３章（表示）による。
エル・イー・ディー・電灯器具	1．　沿面距離及び空間距離において、エル・イー・ディー光源の制御装置であるプリント基板上の異極充電部間（印刷配線間、動作電圧：２６５Ｖ）となる沿面距離が、最小１．７mmであった。 ただしプリント基板のＰＴＩが６００以上の場合にあっては、この限りでない。	Ｊ６０５９８－２－１（Ｈ２９）１．２ （第八条　絶縁性能の保持） 一般的試験要求事項は、Ｊ６０５９８－１の第０章（総則）による。 Ｊ６０５９８－１（Ｈ２９）０．５．１ 照明器具の構成部品としての器具一体化構成部品は、関連するＩＥＣ規格、ＪＩＳ又は同等以上の性能をもつとみなせる基準の構成部品がある場合、合理的な範囲で適合しなければならない。 Ｊ６１３４７－２－１３（Ｈ２９）２．１３ 箇条１４で特に規定しない限り、Ｊ６１３４７－１（Ｈ２９）の箇条１６（沿面距離及び空間距離）の要求事項を適用する。 Ｊ６１３４７－１（Ｈ２９）１６ この箇条は、ランプ制御装置の沿面距離（１６．２）、及び空間距離（１６．３）に対する要求事項について規定する。 ・動作電圧：２６５Ｖ、ＰＴＩ＜６００ ・沿面距離：２．６５mm
	2．　表示において、器体の表面に次の表示が施されていなかった。 －クラスⅡ照明器具を表すシンボル －“感電注意”記号	Ｊ６０５９８－２－１（Ｈ２９）１．５ （第十九条　表示等（一般）） 表示は、Ｊ６０５９８－１の第３章（表示）による。 Ｊ６０５９８－１（Ｈ２９）３．２ 照明器具には、３．２．１～３．２．２４に示す情報を容易に消えない方法で明確に表示しなければならない。 ３．２．４　クラスⅡ照明器具を表すシンボル ３．２．２４　“感電注意”記号（この記号の最小高さは、１５mmとする。）
	3．　表示において、器体の表面又は照明器具に添付の取扱説明書のいずれにも次の表示が施されていなかった。 －電源の種類を示すシンボル表示(～) －使用者非交換形光源に対する記載（取扱説明書に記載が必要） なお、光源の交換については、破壊を伴わないで光源の交換が可能なため（光源への口出し線と基板との接続は、半田付け）、使用者非交換形光源と判断した。	Ｊ６０５９８－２－１（Ｈ２９）１．５ （第十九条　表示等（一般）） 表示は、Ｊ６０５９８－１の第３章（表示）による。 Ｊ６０５９８－１（Ｈ２９）３．３ ３．２の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に関わる（３．３．１～３．３．２２に示す）必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は、照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 ３．３．１４　適切な動作に必要な場合、照明器具には電源の種類を示すシンボルを付けなければならない。 ３．３．２１　非交換形光源及び使用者非交換形光源をもつ照明器具は、取扱説明書にその主旨の情報を記載しなければならない。 －使用者非交換形光源に対して：“この照明器具の光源は，製造業者，そのサービス代理業者又は同様の資格のある人だけが交換できます。”又は，“最終使用者（一般ユーザ）は，この照明器具の光源は交換しないでください。”とともに，次の情報。 感電注意の警告記号（図１を参照。）
	4．　構造において、使用者非交換形光源をもつ照明器具で、感電に対する保護カバーの固定に工具を必要とする２つ以上の独立した固定手段が用いられていなかった。	Ｊ６０５９８－２－１（Ｈ２９）１．６ （第七条　感電に対する保護） 構造は、Ｊ６０５９８－１の第４章（構造）による。 Ｊ６０５９８－１（Ｈ２９）４．３０ 使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護するカバーがあり、カバーに３．２．２４による“感電注意”記号が表示されている場合は、カバーは、第８章に規定する試験中、その場所に保持する。また、そのカバーは、取り外しに工具が必要な二つ以上の独立した固定手段（例 二つのねじ）によって、所定の位置に固定しなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	５．　感電に対する保護において、感電に対する保護カバーが外れ、器体内部の充電部に検査プローブが触れた。	Ｊ６０５９８－２－１（Ｈ２９）１．１１ （第七条　感電に対する保護） 感電に対する保護は、Ｊ６０５９８－１の第８章（感電に対する保護）による。 Ｊ６０５９８－１（Ｈ２９）８．２．１ 照明器具は、通常の使用状態に取り付けて配線したとき、及び手で照明器具が開けられない場合でも、交換形光源又はスタータ交換（交換可能な場合）のために開けたときは、充電部が可触とならない構造でなければならない。
	６．　妨害波電圧試験（電源端子）において、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚのとき、次のとおりであった。 イ．測定周波数が５０ｋＨｚ以上１５０ｋＨｚ以下の範囲で準尖頭値の最大値が１１２．６／１１２．０ｄＢ(測定周波数５１ｋＨｚ)、平均値の最大値が７５．０／７４．８ｄＢ(測定周波数１５０ｋＨｚ)であった。 ロ．測定周波数が１５０ｋＨｚ以上０．５ＭＨｚ以下の範囲で準尖頭値の最大値が１０４．２／１０４．２ｄＢ(測定周波数０．２５１ＭＨｚ)、平均値の最大値が９０．８／９０．８ｄＢ(測定周波数０．１５２ＭＨｚ)であった。 ハ．測定周波数が０．５ＭＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で準尖頭値の最大値が８７．５／８８．１ｄＢ(測定周波数０．５５３ＭＨｚ)、平均値の最大値が６６．８／６７．１ｄＢ(測定周波数０．５５３ＭＨｚ)であった。	Ｊ５５０１５（Ｈ２９） （第十八条　雑音の強さ） 妨害波電圧は、周波数が５０ｋＨｚ～１５０ｋＨｚの範囲で、準尖頭値にあっては１０２～９２ｄＢ、１５０ｋＨｚ～０．５ＭＨｚ範囲で、準尖頭値にあっては７８～６８ｄＢ、平均値にあっては６８～５８ｄＢ、周波数が０．５ＭＨｚ～５ＭＨｚ範囲で、準尖頭値にあっては５６ｄＢ以下、平均値にあっては４６ｄＢ以下、及び、周波数が５ＭＨｚ～３０ＭＨｚ範囲で、準尖頭値にあっては６０ｄＢ以下、平均値にあっては５０ｄＢ以下であること。
電気消毒器（殺菌灯）①	１．　構造試験において、印刷基板上の極性が異なる充電部相互間（１００Ｖ）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が１．０ｍｍであった。（その他の箇所）	別表第八１（２）ト （第八条　絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５ｍｍ以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。
	２．　構造試験において、充電部である殺菌灯のピンと口金の可触金属部（アースするおそれのある非充電金属部）との空間距離（沿面距離を含む）が、１．８ｍｍであった。（その他の箇所）	別表第八１（２）ト （第七条　感電に対する保護） 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．０ｍｍ以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。
	３．　構造試験において、アース機構を有する機器であるにも関わらず、電源スイッチのつまみの厚みが１．０ｍｍであった。	別表第八１（２）ツ（ハ） （第七条　感電に対する保護） 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。 （抜粋） 別表第八１（７）イ（ハ）ａ（ｂ）；器体の外郭を兼ねる絶縁物及び外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、２ｍｍ以上であること。
	４．　構造試験において、電源電線から引き出されたアース線及び器体内部のアース線にアース用である旨の表示が施されていなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ａ （第七条　感電に対する保護） アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。
	５．　構造試験において、器体内部のアース用端子の近傍にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ｂ （第七条　感電に対する保護） アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは別表第四１（２）ネ（ロ）ａからｄによる。ただし、器体の内部にある端子であって、アース線を取り換えることができないものにあっては、この限りでない。
	６．　構造試験において、アース用端子ねじの呼び径が３．０ｍｍであった。	別表第八１（２）ツ（ホ）ｂ （第七条　感電に対する保護） アース用端子は、次に適合すること。 端子ねじの呼び径は、４ｍｍ（溝付六角頭ねじ、大頭丸平小ねじ及び押し締めねじ形のものにあっては、３．５ｍｍ）以上であること。 （解説３２） 定格電流が１５Ａ以下の機器の内部に使用する端子ねじの呼び径は、３．５ｍｍ以上とすることができる。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	７．　構造試験において、ヒューズフォルダー内の交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八１（２）マ （第十九条　表示等（一般）） ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。
	８．　構造試験において、インターロックスイッチが試験指で無効となり、扉を開けた状態で電源を入れると殺菌灯の光線が直接外部に照射された。	別表第八２（２１）イ （第二条　安全原則） 殺菌灯を有するものにあっては、通常の使用状態において、次のいずれかに適合 すること。 （イ）器体内のみに殺菌灯を照射するものにあっては、光線が直接外部に漏れない構 造であること。 （ロ）器体外に直接殺菌灯を照射するものにあっては、次に適合すること。 ａ ＪＩＳ　Ｃ　７５５０「ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性」の表２及び表３に掲げる「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループであること。ただし、人体に傷害を起こさないようにタイマーや人体検知センサー等により照射が限定される構造である場合は、この限りではない。 ｂ 外かくの見やすい箇所に、通電、停止の状態が容易に判別できる表示をすること。また、器体に見やすく、容易に消えない方法で、かつ、理解しやすい用語により、ＪＩＳ　Ｃ　７６０５「殺菌ランプ」の「９．１ 製品の表示」に定める図記号及び次に掲げる事項を表示すること。 （ａ）眼の痛み又は視力障害の原因となるため、点灯中のランプや反射光を直接肉眼で見ない旨 （ｂ）皮膚の炎症又は日焼けをおこす原因となるため、点灯中のランプからの紫外放射（殺菌線）を皮膚に直接又は間接に当てない旨
	９．　雑音の強さ試験において、連続性雑音端子電圧が、測定周波数５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が、６３．７／６３．５ｄＢ（測定周波数５５７ｋＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第十第７章１．２ （第十八条　雑音の強さ） 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気消毒器（殺菌灯）②	１．　構造試験において、印刷基板上の極性が異なる充電部相互間（１００Ｖ）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。 イ．入力ＡＣ部と電流ヒューズ間：１．０ｍｍ（その他の箇所） ロ．電流ヒューズ間：１．０ｍｍ（その他の箇所） ハ．ＡＣライン部と整流後のパターン間：０．８ｍｍ（その他の箇所） ニ・ＡＣライン部とフィラメント間：１．０ｍｍ（その他の箇所）	別表第八１（２）ト （第八条　絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５ｍｍ以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。
	２．　構造試験において、殺菌灯の近傍又は外郭の見やすい箇所に、適用ランプの種類の表示が施されていなかった。	別表第八１（２）ラ（ロ） （第二条　安全原則） 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 （解説３７） 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧（放電ランプを除く。）の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。
	３．　表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」の表示銘板になかった。	別表第八１（１２） （第十九条　表示（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。
	４．　構造試験において、器体外に直接殺菌灯を照射する機器にもかかわらず、ＪＩＳ　Ｃ　７５５０の「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループでなかった。 なお、機器には、外かくの見やすい箇所に、通電、停止の状態が容易に判別できる表示はない。 なお解釈別表第八２（２１）イは、２０２１年１２月２８日に改正・施行された要求事項であるが、２０２２年１２月２７日までは従前の解釈も適用することができる。	別表第八２（２１）イ （第二条　安全原則） 殺菌灯を有するものにあっては、通常の使用状態において、次のいずれかに適合 すること。 （イ）器体内のみに殺菌灯を照射するものにあっては、光線が直接外部に漏れない構 造であること。 （ロ）器体外に直接殺菌灯を照射するものにあっては、次に適合すること。 ａ　ＪＩＳ　Ｃ　７５５０「ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性」の表２及び表３に掲げる「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループであること。ただし、人体に傷害を起こさないようにタイマーや人体検知センサー等により照射が限定される構造である場合は、この限りではない。 ｂ 外かくの見やすい箇所に、通電、停止の状態が容易に判別できる表示をすること。また、器体に見やすく、容易に消えない方法で、かつ、理解しやすい用語により、ＪＩＳ　Ｃ　７６０５「殺菌ランプ」の「９．１ 製品の表示」に定める図記号及び次に掲げる事項を表示すること。 （ａ）眼の痛み又は視力障害の原因となるため、点灯中のランプや反射光を直接肉眼で見ない旨 （ｂ）皮膚の炎症又は日焼けをおこす原因となるため、点灯中のランプからの紫外放射（殺菌線）を皮膚に直接又は間接に当てない旨

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の音響機器①	１．　表示において、供給電圧の種類を示す表示ＡＣが定格電圧表示の直後になかった。	Ｊ６２３６８－１（２０２０）附属書Ｆ．３．３．３ （第十九条　表示等（一般）） 供給電圧の種類、直流、交流又は三相交流は、機器上に表示し、機器の定格電圧表示の直後になければならない。交流又は直流の識別に記号を用いる場合、交流の場合、ＩＥＣ　６０４１７－５０３２　（２００２－１０）の記号～、及び直流の場合、ＩＥＣ　６０４１７－５０３２　（２００２－１０）の記号を用いなければならない。
	２．　表示において、機器に、機能接地接続を備えていないクラスⅡ機器の記号がＩＥＣ　６０４１７－５１７２（２００３－０２）の記号に従った記号ではなかった。	Ｊ６２３６８－１（２０２０）附属書Ｆ．３．６．２．１ （第十九条　表示等（一般）） 機能接地接続を備えていないクラスⅡ機器は、ＩＥＣ　６０４１７－５１７２（２００３－０２）の記号回を表示しなければならない。
	３．　空間距離及び沿面距離において、トランスの１次巻線と２次巻線との間に物理的距離を取るマージンテープが無く空間距離及び沿面距離が０mmであった。	Ｊ６２３６８－１（２０２０）５．４．３ （第八条　絶縁性能の保持） 沿面距離は、該当する実効値動作電圧、汚損度及び材料グループに対して、フラッシュオーバ又は絶縁破壊（例えば、トラッキングによるもの）が生じないような寸法でなければならない。３０ｋＨｚ以下の周波数に対する基礎絶縁及び付加絶縁の沿面距離は、表１８に適合しなければならない。 ・空間距離２．５４mm以上（５．４．２） ・沿面距離３．０mm以上
	４．　放射エミッションにおいて、測定周波数が３０ＭＨｚ以上１０００ＭＨｚ以下の範囲で、測定値の最大値が６７．５／６７．７ｄＢμＶ／m（測定周波数２１３．７５ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	Ｊ５５０３２（Ｈ２９）附属書Ａ．４．２ （第十八条　雑音の強さ） クラスＢ機器の放射エミッションは、周波数が３０ＭＨｚ以上２３０ＭＨｚ以下の範囲にあっては準尖頭値は４０ｄＢ以下、周波数が２３０ＭＨｚ以上１０００ＭＨｚ以下の範囲にあっては４７ｄＢ以下であること。
その他の音響機器②	１．　表示において、機器に、機能接地接続を備えていないクラスⅡ機器の記号がＩＥＣ　６０４１７－５１７２（２００３－０２）の記号に従った記号ではなかった。	Ｊ６２３６８－１（２０２０）附属書Ｆ．３．６．２．１ （第十九条　表示等（一般）） 機能接地接続を備えていないクラスⅡ機器は、ＩＥＣ　６０４１７－５１７２（２００３－０２）の記号回を表示しなければならない。
	２．　空間距離及び沿面距離において、トランスの１次巻線と２次巻線との間に物理的距離を取るマージンテープが無く１次巻線と２次巻線が交差していて、空間距離及び沿面距離が０mmであった。	Ｊ６２３６８－１（２０２０）５．４．３ （第八条　絶縁性能の保持） 沿面距離は、該当する実効値動作電圧、汚損度及び材料グループに対して、フラッシュオーバ又は絶縁破壊（例えば、トラッキングによるもの）が生じないような寸法でなければならない。３０ｋＨｚ以下の周波数に対する基礎絶縁及び付加絶縁の沿面距離は、表１８に適合しなければならない。 ・空間距離２．５４mm以上（５．４．２） ・沿面距離３．０mm以上
	３．　放射エミッションにおいて、測定周波数が３０ＭＨｚ以上２３０ＭＨｚ以下の範囲で、測定値の最大値が６５．２／６５．４ｄＢ（測定周波数２１３．７５ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	Ｊ５５０３２（Ｈ２９）附属書Ａ．４．２ （第十八条　雑音の強さ） クラスＢ機器の放射エミッションは、周波数が３０ＭＨｚ以上２３０ＭＨｚ以下の範囲にあっては準尖頭値は４０ｄＢ以下、周波数が２３０ＭＨｚ以上１０００ＭＨｚ以下の範囲にあっては４７ｄＢ以下であること。
	４．　伝導エミッションにおいて、測定周波数が０．１５ＭＨｚ以上０．５ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値の最大値が８３．１／８３．９ｄＢ（測定周波数０．１６２ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。また、平均値の最大値が６６．７／６７．１ｄＢ（測定周波数０．１６２ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	Ｊ５５０３２（Ｈ２９）附属書Ａ．１０ （第十八条　雑音の強さ） クラスＢ機器のＡＣ電源ポートからの伝導エミッションは、周波数が０．１５ＭＨｚ以上０．５ＭＨｚ以下の周波数範囲にあっては準尖頭値は６６～５６ｄＢ以下、平均値にあっては５６～４６ｄＢ以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の音響機器 ③	１．　強化絶縁が要求される電源基板Ｒ２３パターン（１次側）－ＡＵＤＩＯ基板ＡＵＸ端子ピン(２次側)（動作電圧：１４２Ｖ）の空間距離及び沿面距離が２．０ｍｍであった。	Ｊ６２３６８－１（Ｈ３０）５．４．２ （第八条　絶縁性能の保持） 空間距離は、次の原因による絶縁破壊の可能性を減少させる寸法でなければならない。 － 短時間過電圧 － 機器に流入する可能性がある過渡電圧 － 機器内で発生するピーク動作電圧 － 機器内で発生する周波数 空間距離を決定するために、次の二つの方法のうちの最大値を用いる。 － 方法１：ピーク動作電圧を用いて、５．４．２．２に従って空間距離を決定する。 － 方法２：要求耐電圧を用いて、５．４．２．３ に従って空間距離を決定する。代替として、５．４．２．４に従う耐電圧試験を用いて空間距離を決定してもよい。この場合、方法１に従う値は維持する。 ・空間距離（強化絶縁）：２．５４ｍｍ以上
	２．　表示において、供給電圧の種類を示す表示ＡＣが定格電圧表示の直後になかった。	Ｊ６２３６８－１（Ｈ３０）附属書Ｆ．３．３．３ （第十九条　表示等（一般）） 供給電圧の種類、直流、交流又は三相交流は、機器上に表示し、機器の定格電圧表示の直後になければならない。交流又は直流の識別に記号を用いる場合、交流の場合、ＩＥＣ６０４１７－５０３２（２００２－１０）の記号～、及び直流の場合、ＩＥＣ６０４１７－５０３１（２００２－１０）の記号を用いなければならない。
	３．　主電源コードに、シースのない平形ビニルコード（ＶＦＦ）を使用していた。	Ｊ６２３６８－１（Ｈ３０）附属書Ｇ．７．１ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 主電源コードは、シース付きのもので、かつ、次のうち該当する要求事項に適合しなければならない。 －ゴムシース付きの場合、合成ゴムのもので、かつ、ＪＩＳ　Ｃ　３６６３－１に基づくオーディナリーゴムシース付きコード（タイプ６０２４５　ＩＥＣ５３）以上のグレードのもの －ＰＶＣシース付きの場合、次のいずれかに該当するもの ・非着脱式電源コードを備え、かつ、質量が３ｋｇ以下の機器の場合、ＪＩＳ　Ｃ　３６６２－１に規定するライトビニルシースコード（タイプ６０２２７　ＩＥＣ　５２）以上のグレードのもの ・非着脱式電源コードを備え、かつ、質量が３ｋｇを超える機器の場合、ＪＩＳ　Ｃ　３６６２－１に規定するオーディナリービニルシースコード（タイプ６０２２７　ＩＥＣ　５３）以上のグレードのもの ・着脱式電源コードを備える機器の場合、ＪＩＳ　Ｃ　３６６２－１に規定するライトビニルシースコード（タイプ６０２２７　ＩＥＣ　５２）以上のグレードのもの ・可動形機器にシールド付きコードを用いる場合、ＪＩＳ　Ｃ　３６６２－２の３．１の可とう性試験に合格するもの。 －上記と同等以上の電気機械的特性及び耐火安全特性をもつ場合、他のタイプのコードを用いてもよい。
	４．　雑音の強さ（放射エミッション）において、測定周波数が３０ＭＨｚ以上２３０ＭＨｚ以下の範囲で、最大値が５５．１／５５．０ｄＢ（測定周波数５０．５７ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈz）であった。また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	Ｊ５５０３２（Ｈ２９）附属書Ａ．４．２ （第十八条　雑音の強さ） クラスＢ機器の放射エミッションは、周波数が３０ＭＨｚ以上２３０ＭＨｚ以下の範囲にあっては準尖頭値は４０ｄＢ以下、周波数が２３０ＭＨｚ以上１０００ＭＨｚ以下の範囲にあっては４７ｄＢ以下であること。
電子レンジ	材料試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験）で、最高６５．５℃（周囲温度３０．０℃）になる器体内部の電源電線の被覆（絶縁物）に、使用温度の上限値が６０℃の塩化ビニルを使用していた。 ただし、使用温度の上限値が６５．５℃（基準周囲温度３０℃）以上の絶縁物を使用している場合にあっては、この限りでない。	別表第八１（１）ロ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四１（１）ロ（イ）から（ト）に適合すること。 〔別表第四１（１）ロ（ハ）ｄ〕 別表第十一第１章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正値を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電子レンジ：電気用品の階級１ 使用温度の補正値：０℃ 使用温度の上限値：６０℃（塩化ビニル） 基準周囲温度：３０℃

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
超音波ねずみ駆除機①	構造試験において、極性が異なる充電部相互間（１００Ｖ）の空間距離（沿面距離を含む）が、次のとおりであった。 イ．電源基板上の電流ヒューズ（Ｆ１）の印刷配線間（溶断した際、異極となる部分）が最小０．５mmであった。（その他の箇所） ロ．電源基板上のバリスタ（ＥＮＲ２）の印刷配線間が１．８mmであった。（その他の箇所） ハ．電源基板上の保護インピーダンス（Ｒ１）間となる印刷配線間が最小１．５mmであった。	別表第八１（２）ト （第八条　絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。
超音波ねずみ駆除機②	１．　材料試験において、差込みプラグの刃の部分に鉄を使用していた。	別表第八１（１）ヘ（イ） (第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 導電材料は、次に適合すること。 （イ）刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。
	２．　構造試験において、プリント基板上（交流充電部と高インピーダンスにより保護される部分との間（極性の異なる充電部間（１２０Ｖ））の空間距離（沿面距離を含む。）の最小値が０．５mmであった。 なお、高インピーダンス以降の空間距離（沿面距離を含む。）も不足していた。	別表第八１（２）ト （第八条　絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、１．５mm以上（じんあいが侵入するおそれのない箇所、１２０Ｖ）であること。
	３．　栓刃間を保持する絶縁材料に７５０℃のグローワイヤー試験を行ったとき、グローワイヤーを引き離し後３０秒以上試験片が燃焼した。	別表第八１（２）エ（ハ）ｂ （第六条　耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあっては、ＪＩＳ　Ｃ６０６９５－２－１１（２００４）又はＪＩＳ　Ｃ６０６９５－２－１２（２０１３）に規定する試験を試験温度７５０℃で行ったとき、これに適合（グローワイヤー引き離し後、試験片の燃焼又は赤熱が３０秒以内に消えること。）するものであること。ただし、ＪＩＳ　Ｃ　６０６９５－２－１３（２０１３）に従ったグローワイヤ着火温度が７７５℃レベル以上の材料は、この限りでない〕
	４．　表示において、表示すべき事項である「定格周波数」の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） （第十九条　表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六） （省略） ３ 定格周波数（テレビジョン受信機の場合を除く） （省略） 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
超音波加湿機	１．　表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	Ｊ６０３３５－２－９８（Ｈ２０）７．１２．５ （第十九条　表示等（一般）） 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 －Ｙ形取付けの機器の場合：電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するため、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。
	２．　妨害波試験（端子電圧）において、次のとおりであった。 イ．測定周波数が０．１５ＭＨｚ以上０．５０ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値の最大値が９１．９／９１．７ｄＢ（測定周波数０．１５／０．１５ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。 ロ．測定周波数が０．５０以上５ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値の最大値が７７．６／７７．６ｄＢ（測定周波数０．５０／０．５０ＭＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	Ｊ５５０１４－１（Ｈ２７）４．１．１ （第十八条　雑音の強さ） 端子電圧は、周波数が０．１５ＭＨｚ以上０．５０ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては６６～５６ｄＢ、平均値にあっては５９～４６ｄＢ、周波数が０．５０ＭＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては５６ｄＢ、平均値にあっては４６ｄＢ、及び、周波数が５ＭＨｚ以上３０ＭＨｚ以下の範囲で、準尖頭値にあっては６０ｄＢ、平均値にあっては５０ｄＢ以下であること。
超音波洗浄機	１．　構造試験において、振動子の出力尖頭電圧が７４５Ｖであるにもかかわらず、その近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意を要する旨の表示がなかった。	別表第八１（２）テ （第十九条　表示等（一般）） 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が６００Ｖを超える部分を有するものにあっては、その近傍又は外郭の見やすい箇所に容易に消えない方法で高圧のため注意を要する旨を表示してあること。
	２．　表示において、電源電線を含めて機器が基礎絶縁のみで構成されているにもかかわらず、表示銘板に二重絶縁構造のものであることを示す⊓の記号が表示されていた。	別表第八１（１２） （第十九条　表示等（一般）） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六） 表示すべき事項 １　定格電圧 ２～５（省略） ６　二重絶縁構造のものにあっては、⊓の記号 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
	３．　雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、測定周波数５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が、６９．４／６９．３ｄＢ（測定周波数５３１ｋＨｚ、電源電圧１００Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第十第２章１．２ （第十八条　雑音の強さ） 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。
電灯付家具	構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間（１００Ｖ）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。 イ．１００Ｖ回路異極充電部パターン間が、１．２ｍｍ（じんあいが侵入するおそれのない箇所） ロ．１００Ｖ回路異極充電部パターン間が、１．２ｍｍ（じんあいが侵入するおそれのない箇所） ハ．１００Ｖ回路異極充電部パターン間が、１．３ｍｍ（じんあいが侵入するおそれのない箇所） ニ．整流器ＤＢ１電源側パターン間が、１．１ｍｍであった。（じんあいが侵入するおそれのない箇所）	別表第八１（２）ト （第八条　絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、以下のとおり。 じんあいが侵入するおそれのない箇所：１．５ｍｍ以上（５０Ｖを超え１５０Ｖ以下のもの）
コンセント付家具 ①	構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって１００Ｎの力を加えたとき、及び器体の内側に向かって５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線の接続部に張力が加わった。	別表第八１（２）ヲ （第八条　絶縁性能の保持） 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の３倍の値（器体の自重の値の３倍の値が１０ｋｇを超えるものにあっては１００Ｎ、器体の自重の値の３倍の値が３ｋｇ未満のものにあっては３０Ｎの値）の張力を連続して１５秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
コンセント付家具②	構造試験において、電圧極の刃受け穴の縦の寸法が７．６mmであった。	別表第八２（１０７）イ（イ） （第八条　絶縁性能の保持） 点滅器及び接続器は、別表第四の規定に適合するものであること。 別表第四６（１）ニ（ホ）ａ 電圧極の刃受け穴の縦の寸法は７±０．３mmであること。
その他の電気機械器具付家具	１．構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって１００Ｎの力を加えたとき、及び器体の内側に向かって５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線の接続部に張力が加わった。	別表第八１（２）ヲ （第八条　絶縁性能の保持） 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の３倍の値（器体の自重の値の３倍の値が１０ｋｇを超えるものにあっては１００Ｎ、器体の自重の値の３倍の値が３ｋｇ未満のものにあっては３０Ｎの値）の張力を連続して１５秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。
	２．構造試験において、扉を開けた状態で可動部であるＡＣ軸流ファンの羽根に試験指が触れた。 また、本体バックパネルの吸気口に試験指を当て１０Ｎを加えると、可動部であるＡＣ軸流ファンの羽根に触れた。	別表第八１（２）ナ （第十一条　機械的危険源による危害の防止） 通常の使用状態において人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないように適当な保護わく又は保護網を取り付けてあること。ただし、機能上可動部分を露出して使用することがやむをえないものの可動部分及び可動部分に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。
	３．消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力１９／１４Wに対して、測定値が１０．０／８．６W（電源電圧　１００Ｖ、電源周波数　５０／６０Ｈｚ、偏差：－４７．４／－３８．６%）であった。	別表第八１（４）ハ（イ） （第二条　安全原則） 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格消費電力が１０Wを超え３０W以下のものの許容差は±２５%以内であること。
医療用物質生成器	構造試験において、プリント基板上の１００Ｖ異極充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)の最小値が、次のとおりであった。 イ．ダイオードブリッジ（Ｂ１）周辺のパターン間：１．０mm（じんあいが侵入するおそれのない箇所） ロ．入力コネクタ端子間：１．８mm（その他の箇所） ハ．極性が異なる充電部相互間：０．９mm（その他の箇所） ニ．抵抗Ｒ２端子間：２．０mm（その他の箇所） ホ．ダイオードブリッジ（Ｂ１）端子間：２．３mm（その他の箇所）	別表第八１（２）ト （第八条　絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、以下のとおり。 じんあいが侵入するおそれのない箇所：１．５mm以上（１００Ｖ） その他の箇所：２．５mm以上（１００Ｖ）

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池①	過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧が上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表２　試験を行うための充電手順」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	別表第九３（１１） （第三条　安全機能を有する設計等） 周囲温度が２０±５℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表２の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ　１個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表２の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池②	過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧が上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表２　試験を行うための充電手順」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	別表第九３（１１） （第三条　安全機能を有する設計等） 周囲温度が２０±５℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表２の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ　１個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表２の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池③	１．　過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧が上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表２　試験を行うための充電手順」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）８．３．８Ｅ （第三条　安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表４の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 ｂ）試験 周囲温度２０±５℃において、１）～３）のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 １）組電池が単電池又は１段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 ２）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 ３）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表４の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	２．　表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －ＪＩＳ　Ｃ　８７１１　５．１に規定する組電池の呼び方 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．２ （第十九条　表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（１０．１参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．１　リチウム系の単電池の表示は、ＪＩＳ　Ｃ８７１１による。 （ＪＩＳ　Ｃ　８７１１：２０１９の抜粋） ５．２　表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －５．１に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）$N_1A_1A_2A_3N_2/N_3/N_4-N_5$
	３．　表示において、保管に関する指示の記載がなかった。 ただし、組電池製造業者が「保管及び廃棄に関する指示」に関する情報を機器製造業者に提供している場合は、この限りではない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．３ （第十九条　表示等（一般）） 組電池製造業者は、次に示す情報を組電池に表示するか、機器製造業者に提供しなければならない。 －保管及び廃棄に関する指示 この表示は、単電池製造業者又は組電池製造業者の文書、及び包装又は製品の表示を目視によって検査する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池④	過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧が上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表２　試験を行うための充電手順」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	別表第九３（１１） （第三条　安全機能を有する設計等） 周囲温度が２０±５℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表２の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ　１個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表２の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）①	過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．３００Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表２　試験を行うための充電手順」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	別表第九３（１１） （第三条　安全機能を有する設計等） 周囲温度が２０±５℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表２の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ　１個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表２の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）②	過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．２９５Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表２　試験を行うための充電手順」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	別表第九３（１１） （第三条　安全機能を有する設計等） 周囲温度が２０±５℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表２の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ　１個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表２の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）③	過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．３０２Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表２　試験を行うための充電手順」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	別表第九３（１１） （第三条　安全機能を有する設計等） 周囲温度が２０±５℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表２の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ　１個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表２の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）④	１．過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．３１４Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、Ｊ６２１３３（Ｈ２８）の「表４　充電手順の条件」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）８．３．８Ｅ （第三条　安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表４の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 ｂ）試験 周囲温度２０±５℃において、１）～３）のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 １）組電池が単電池又は１段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 ２）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 ３）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表４の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	２．表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －名称 －ＪＩＳ　Ｃ　８７１１　５．１に規定する組電池の呼び方 －製造年月日 －適切な警告表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．２ （第十九条　表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（１０．１参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．１ リチウム系の単電池の表示は、ＪＩＳ　Ｃ　８７１１による。 （ＪＩＳ　Ｃ　８７１１：２０１９の抜粋） ５．２　表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －名称 例１　リチウム二次 例２　リチウムイオン二次 例３　充電式リチウム 例４　リチウムイオン 例５　Ｌｉ－ｉｏｎ －５．１に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）$N_1A_1A_2A_3N_2$／N_3／N_4－N_5 －製造年月日（コード化してもよい。）

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑤	過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．４６２Ｖであり、上限充電電圧（４．３５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、事業者の回答に基づき、「４．３５Ｖ」を基準とした。	別表第九３（１１） （第三条　安全機能を有する設計等） 周囲温度が２０±５℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表２の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ　１個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表２の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑥	過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．４５８Ｖであり、上限充電電圧（４．３５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、事業者の回答に基づき、「４．３５Ｖ」を基準とした。	別表第九３（１１） （第三条　安全機能を有する設計等） 周囲温度が２０±５℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表２の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ　１個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表２の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑦	1．　過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．３０２Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、Ｊ６２１３３（Ｈ２８）の「表４　充電手順の条件」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）８．３．８Ｅ （第三条　安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表４の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 ｂ）試験 周囲温度２０±５℃において、１）～３）のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 １）組電池が単電池又は１段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 ２）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 ３）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表４の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	2．　表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －名称 －ＪＩＳ　Ｃ　８７１１　５．１に規定する組電池の呼び方 －製造年月日 －適切な警告表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．２ （第十九条　表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（１０．１参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．１ リチウム系の単電池の表示は、ＪＩＳ　Ｃ　８７１１による。 （ＪＩＳ　Ｃ　８７１１：２０１９の抜粋） ５．２　表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －名称 例１　リチウム二次 例２　リチウムイオン二次 例３　充電式リチウム 例４　リチウムイオン －５．１に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）$N_1A_1A_2A_3N_2／N_3／N_4－N_5$ －製造年月日（コード化してもよい。）

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑧	過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．２９６Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表２　試験を行うための充電手順」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	別表第九３（１１） （第三条　安全機能を有する設計等） 周囲温度が２０±５℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表２の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ　１個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表２の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑨	１．　過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．２９３Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、Ｊ６２１３３（Ｈ２８）の「表４　充電手順の条件」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）８．３．８Ｅ （第三条　安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表４の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 ｂ）試験 周囲温度２０±５℃において、１）～３）のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 １）組電池が単電池又は１段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 ２）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 ３）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表４の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	２．　表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －名称 －ＪＩＳ　Ｃ　８７１１　５．１に規定する組電池の呼び方 －製造年月日 －適切な警告表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．２ （第十九条　表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（１０．１参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．１ リチウム系の単電池の表示は、ＪＩＳ　Ｃ　８７１１による。 （ＪＩＳ　Ｃ　８７１１：２０１９の抜粋） ５．２　表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －名称 例１　リチウム二次 例２　リチウムイオン二次 例３　充電式リチウム 例４　リチウムイオン 例５　Ｌｉ－ｉｏｎ －５．１に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）$N_1A_1A_2A_3N_2$／N_3／N_4－N_5 －製造年月日（コード化してもよい。）

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑩	過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．２９５Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表２　試験を行うための充電手順」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	別表第九３（１１） （第三条　安全機能を有する設計等） 周囲温度が２０±５℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表２の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ　１個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表２の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑪	1．　過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．３０８Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、Ｊ６２１３３（Ｈ２８）の「表４　充電手順の条件」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）８．３．８Ｅ （第三条　安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表４の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 ｂ）試験 周囲温度２０±５℃において、１）～３）のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 １）組電池が単電池又は１段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 ２）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 ３）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表４の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	2．　表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －名称 －ＪＩＳ　Ｃ　８７１１　５．１に規定する組電池の呼び方 －製造年月日 －製造業者若しくは供給業者の名称又はこれらの略称、記号など －適切な警告表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．２ （第十九条　表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（１０．１参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．１ リチウム系の単電池の表示は、ＪＩＳ　Ｃ　８７１１による。 （ＪＩＳ　Ｃ　８７１１：２０１９の抜粋） ５．２　表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －名称 例１　リチウム二次 例２　リチウムイオン二次 例３　充電式リチウム 例４　リチウムイオン 例５　Ｌｉ－ｉｏｎ －５．１に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）$N_1A_1A_2A_3N_2／N_3／N_4－N_5$ －製造年月日（コード化してもよい。） －製造業者若しくは供給業者の名称又はこれらの略称、記号など
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑫	1．　過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．３０４Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、Ｊ６２１３３（Ｈ２８）の「表４　充電手順の条件」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）８．３．８Ｅ （第三条　安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表４の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 ｂ）試験 周囲温度２０±５℃において、１）～３）のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 １）組電池が単電池又は１段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 ２）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 ３）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表４の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	２．　表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －名称 －ＪＩＳ　Ｃ　８７１１　５．１に規定する組電池の呼び方 －製造年月日 －適切な警告表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．２ （第十九条　表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（１０．１参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．１ リチウム系の単電池の表示は、ＪＩＳ　Ｃ　８７１１による。 （ＪＩＳ　Ｃ　８７１１：２０１９の抜粋） ５．２　表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －名称 例１　リチウム二次 例２　リチウムイオン二次 例３　充電式リチウム 例４　リチウムイオン 例５　Ｌｉ－ｉｏｎ －５．１に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）$N_1A_1A_2A_3N_2$／N_3／N_4－N_5 －製造年月日（コード化してもよい。）
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑬	１．　過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．２７１Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、Ｊ６２１３３（Ｈ２８）の「表４　充電手順の条件」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）８．３．８Ｅ （第三条　安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表４の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 ｂ）試験 周囲温度２０±５℃において、１）～３）のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 １）組電池が単電池又は１段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 ２）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 ３）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表４の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	２．　表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －ＪＩＳ　Ｃ　８７１１　５．１に規定する組電池の呼び方 －製造年月日 －適切な警告表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．２ （第十九条　表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（１０．１参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．１ リチウム系の単電池の表示は、ＪＩＳ　Ｃ　８７１１による。 （ＪＩＳ　Ｃ　８７１１：２０１９の抜粋） ５．２　表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －５．１に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）$N_1A_1A_2A_3N_2$／N_3／N_4－N_5 －製造年月日（コード化してもよい。）

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑭	1．　過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．３０５Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、Ｊ６２１３３（Ｈ２８）の「表４　充電手順の条件」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）８．３．８Ｅ （第三条　安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表４の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 ｂ）試験 周囲温度２０±５℃において、１）～３）のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 １）組電池が単電池又は１段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 ２）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 ３）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表４の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	2．　表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －名称 －ＪＩＳ　Ｃ　８７１１　５．１に規定する組電池の呼び方 －製造年月日 －適切な警告表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．２ （第十九条　表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（１０．１参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．１ リチウム系の単電池の表示は、ＪＩＳ　Ｃ　８７１１による。 （ＪＩＳ　Ｃ　８７１１：２０１９の抜粋） ５．２　表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －名称 例１　リチウム二次 例２　リチウムイオン二次 例３　充電式リチウム 例４　リチウムイオン 例５　Ｌｉ－ｉｏｎ －５．１に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）$N_1A_1A_2A_3N_2$／N_3／N_4－N_5 －製造年月日（コード化してもよい。）
	3．　表示において、廃棄に関する指示の記載がなかった。 ただし、組電池製造業者が「保管及び廃棄に関する指示」に関する情報を機器製造業者に提供している場合は、この限りではない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．３ （第十九条　表示等（一般）） 組電池製造業者は、次に示す情報を組電池に表示するか、機器製造業者に提供しなければならない。 －保管及び廃棄に関する指示 この表示は、単電池製造業者又は組電池製造業者の文書、及び包装又は製品の表示を目視によって検査する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑮	１． 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．３１１Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、Ｊ６２１３３（Ｈ２８）の「表４　充電手順の条件」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）８．３．８Ｅ （第三条　安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表４の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 ｂ）試験 周囲温度２０±５℃において、１）～３）のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 １）組電池が単電池又は１段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 ２）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 ３）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表４の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。
	２． 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 ー名称 ーＪＩＳ　Ｃ　８７１１　５．１に規定する組電池の呼び方 ー製造年月日 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．２ （第十九条　表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（１０．１参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．１ リチウム系の単電池の表示は、ＪＩＳ　Ｃ　８７１１による。 （ＪＩＳ　Ｃ　８７１１：２０１９の抜粋） ５．２　表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） ー名称 　例１　リチウム二次 　例２　リチウムイオン二次 　例３　充電式リチウム 　例４　リチウムイオン ー５．１に規定する組電池又は単電池の呼び方 　（例）$N_1A_1A_2A_3N_2/N_3/N_4-N_5$ ー製造年月日（[illegible]）
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑯	１． 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．２９５Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、Ｊ６２１３３（Ｈ２８）の「表４　充電手順の条件」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）８．３．８Ｅ （第三条　安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表４の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 ｂ）試験 周囲温度２０±５℃において、１）～３）のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 １）組電池が単電池又は１段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 ２）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 ３）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表４の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	２．　表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －名称 －ＪＩＳ　Ｃ　８７１１　５．１に規定する組電池の呼び方 －適切な警告表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．２ （第十九条　表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（１０．１参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．１ リチウム系の単電池の表示は、ＪＩＳ　Ｃ　８７１１による。 （ＪＩＳ　Ｃ　８７１１：２０１９の抜粋） ５．２　表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －名称 例１　リチウム二次 例２　リチウムイオン二次 例３　充電式リチウム 例４　リチウムイオン 例５　Ｌｉ－ｉｏｎ －５．１に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）$N_1A_1A_2A_3N_2$／N_3／N_4－N_5
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑰	１．　過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．２９９Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、Ｊ６２１３３（Ｈ２８）の「表４　充電手順の条件」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）８．３．８Ｅ （第三条　安全機能を有する設計等） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらず表４の上限充電電圧を超えてはならない。 ただし、機器などにおいて、上限充電電圧を超えないよう制御を行う場合は、適用しない。 ｂ）試験 周囲温度２０±５℃において、１）～３）のいずれかの方法で試験を行う。また、この試験の目的は、組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていることを確認するものであり、過充電の保護機能は組電池に備えるか、又は組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 １）組電池が単電池又は１段の電池ブロック構成の場合、充電時に単電池又は電池ブロックに印加される電圧を測定する。 ２）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各単電池又は電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの単電池又は電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、その他の各単電池又は電池ブロックの電圧を測定する。 ３）組電池が、単電池又は電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の場合、各ブロックの電圧を計測しながら表４の上限充電電圧を超える電圧を単電池に印加し充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	２．　表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 －名称 －ＪＩＳ　Ｃ　８７１１　５．１に規定する組電池の呼び方 －製造年月日 －適切な警告表示 なお、組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。	Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．２ （第十九条　表示等（一般）） リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示（１０．１参照）に従い、適切なものでなければならない。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。 さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 Ｊ６２１３３（Ｈ２８）１０．１ リチウム系の単電池の表示は、ＪＩＳ　Ｃ　８７１１による。 （ＪＩＳ　Ｃ　８７１１：２０１９の抜粋） ５．２　表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 （抜粋） －名称 例１　リチウム二次 例２　リチウムイオン二次 例３　充電式リチウム 例４　リチウムイオン 例５　Ｌｉ－ｉｏｎ －５．１に規定する組電池又は単電池の呼び方 （例）$N_1A_1A_2A_3N_2$／N_3／N_4－N_5 －製造年月日（コード化してもよい。）
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）⑱	過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が４．２９０Ｖであり、上限充電電圧（４．２５Ｖ）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表２　試験を行うための充電手順」で定められている「４．２５Ｖ」を基準とした。	別表第九３（１１） （第三条　安全機能を有する設計等） 周囲温度が２０±５℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表２の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ　１個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に２個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表２の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

＜電気用品安全法の令和４年度試買テストにおける「ＰＳＥマーク等表示」に関する不適合内容について＞

（１）特定電気用品の電気用品

なし

（２）特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施　行　規　則
毛髪乾燥機	１．　電気用品安全法施行規則第１７条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第１７条（表示違反）
電気温風機	１．　電気用品安全法施行規則第１７条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第１７条（表示違反）
電気スタンド	１．　電気用品安全法施行規則第１７条（表示の方式）において、表示すべき事項である の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第１７条（表示違反）
超音波ねずみ駆除機	１．　電気用品安全法施行規則第１７条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第１７条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）	１．　電気用品安全法施行規則第１７条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第１７条（表示違反）